

Title	平野カ三の公職追放
Sub Title	The purge of Rikizo Hirano
Author	増田, 弘(Masuda, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.11 (1994. 11) ,p.25- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941128-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平野力三の公職追放

増田弘

- 一 はじめに
- 二 平野追放の始動段階
- 三 平野追放の決定段階
- 四 平野罷免の実施段階
- 五 平野追放の終結段階
- 六 おわりに

一 はじめに

平野力三⁽¹⁾農相は、一九四七（昭和二三）年一月四日、片山哲首相により閣僚を罷免された。平野が閣内不統一をもたらしたとの理由であり、新憲法第六八条第二項（内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる）に依拠した措置であった。さらに二カ月を経た翌四八（同二三）年一月一三日、平野は公職追放該当と決定した。彼が立候補時に提出した「調査表」(questionnaire)に「皇道会」ならびに機関誌『皇道』との関与について記載漏れがあり、皇道会が公

職追放令のG項に該当するとの理由であった。⁽²⁾

政府報道によれば、彼の閣僚罷免と公職追放とは無関係とされたが、一般世論の間でそれを首肯する空気は皆無に等しかった。平野事件の背後には、マッカーサー(Douglas MacArthur)元帥を頂点とする連合国最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)内部での民政局(GS)と参謀第二部(G2)との対立、また社会党内部の西尾末広と平野とのリーダーシップをめぐる確執、あるいは平野と吉田茂自由党総裁との関係、民主党内での芦田均派・幣原喜重郎派との暗闘など、政治的動向が複雑に絡んでいると信じられたからである。しかも「中央公職適否審査委員会」⁽³⁾での平野の判定が追放非該当(いわゆるシロ)から追放該当(クロ)へ逆転するといった異例な事態が発生し、この事件への疑惑を一層深めた。そのため平野はこの追放措置に抵抗し、法廷闘争に持ち込み、一時は有利な審判を得たものの、GHQ側の強権の前に屈する結果となった。いずれも平野事件の特殊性を如実に物語っていた。こうして社会党は平野パージの後遺症に苦しみ、党内の分裂を来して、二月一日、片山内閣は総辞職を余儀なくされたのである。平野追放からわずか一カ月後のことであった。

さて平野追放は、鳩山一郎および石橋湛山の追放とともに三大政治的パージとして位置づけられ、この衝撃的事件の内実について多くの著作が論及している。ただしいずれも日本側の見地に依拠するだけでアメリカ側の資料的裏付けがなく、その意味で実証性を欠いていた。⁽⁴⁾そこで小論ではアメリカ側資料、すなわち、公職追放を専管業務としたGSの資料⁽⁵⁾および関係者の証言⁽⁶⁾をもって先行著作の空白部を埋めると同時に、平野関係者の証言や資料も用いて平野問題の全貌を明らかにする。その場合、第一にGHQ内部でいかにして平野が追放該当者として浮上したのか(始動段階)、第二にGS内部での平野追放の決定過程がいかなるものであったのか(決定段階)、第三にその決定がいかにして平野の閣僚罷免へと捻れを生じたのか(実施段階)、第四に平野追放がなぜ改めて実行されたのか、そして平野側の抵抗とその終焉(終結段階)、を順次考察する。これら諸段階を説明することにより、進展著しい占領史研究の中でい

ん停滞を余儀なくされている公職追放研究に二石を投じたい。

- (1) 今里勝雄著『平野力三の素描』（刊行年月不明、平野照子氏の提供）によれば平野の経歴は以下の通り。一八九八（明治三十一）年十一月五日、岐阜県郡上郡大和村の豪農で造り酒屋を営む旧家に誕生。一九二〇（大正九）年拓殖大学中国語科を卒業後、一九二二（同一）年早稲田大学政治経済学部を卒業。同時に山梨県で農民運動を組織し「日本農民組合」中央委員となるが、二六（同一五）年に脱退、「日本農民党」（幹事長）を組織する。二八（昭和三）年「日本大衆党」結党（書記長）に参加するが、翌年除名される。この間高島素之に師事して国家主義的傾向を強め、田中義一や宇垣一成と関係を深める。その後「社会民衆党」中央委員となり、三二（同六）年には赤松克麿らと「日本国家社会党」（常任委員）を結成する。三三（同八）年「皇道会」（常任理事）を組織する一方、「日本農民組合」会長として宇垣内閣成立のために奔走するが失敗に終わる。三六（同一一）年衆議院議員となり、以後当選七回。敗戦後「日本社会党」の結成に参加し、常任中央執行委員となる。四七（同一二）年片山内閣の農相となるが、突然罷免され、四八（同一三）年公職追放となる。五〇（同一五）年の追放解除後「社会民主党」、次いで「協同党」（委員長）を組織するが政治的影響力を失い、五一（同一七）年右派社会党に復帰。五五（同一三〇）年保全経済会事件が生じて衆議院議員選挙で落選。五八（同一三三）年日刊農業新聞社長。八一（同五六）年没。八三歳。
- (2) 政府は一月一四日に異例の判定理由を発表し、皇道会の機関誌『皇道』がG項団体の機関誌であることのほか、平野が「日本国家社会党」を通じて理念的にも行動的にも農民運動にファシズム的思想を注入したこと、また国家主義的団体たる性格が濃厚である「国難打開連合協議会」を結成したこと、また大川周明らの「日本国家社会主義学盟」の常任幹事であったことも彼が追放令G項、つまり昭和二年閣令内務省令第一号別表第一備考五4（1）（ロ）の条項に該当するとした。
- (3) 総理大臣に直属する公職追放審査機関。一九四七年一月四日の第二次公職追放令が発出された時点で設置された。委員長は松島鹿夫（のち牧野英一）、委員は原安三郎、岩淵辰雄、加藤万寿男、樋貝詮三（のち熊本虎蔵）、木村小左衛門（のち谷村唯一郎）、大河内一男、庄野理一（のち白銀朝則）、海野普吉、事務局長は太田剛であった。委員会は翌四八年五月一〇日をもって廃止されたが、その間、計一七二回の会議を開き、約五万七千名を審査し、三千六百名ほどを追放該当とした。
- (4) 平野擁護の立場から執筆されたものとして、栗原広美著『平野追放の真相』（風間書店一九四八年刊）、大塚喜一郎著『占領政策への闘いと勝利——平野農相追放から無罪まで』（中央大学出版部一九七二年刊）がある。また平野自身の著者として『農地改革闘争の歴史』（日刊農業新聞社一九七二年刊）があるが、自己のページには論及していない。対談形式の「片山内閣はこうして倒れた」（『エコノミスト』一九七七年八月一六日号所収）で、平野は自己の罷免問題について率直に語っている。

平野力三追想録刊行会編『悲運の農相・平野力三』(同会一九八二年刊)は、生前の平野の知遇を得た関係者による興味深い平野評を編集している。そのほかジャーナリストの著作では、斑目栄二編『真相版・社会党の内幕』(人民社一九四八年刊)、森正蔵著『戦後風雲録』(鱗書房一九五一年刊)、住本利男著『占領秘録』(毎日新聞社一九五二年刊)がこの事件の経緯を日本側から詳しく追っている。そのほか平野と反目した西尾末広が著書『西尾末広の政治覚書』(毎日新聞社一九六八年刊)で社会党の内部事情を詳しく触れている。

(5) 基本資料としたのが、国立国会図書館憲政資料室所蔵のGHQ/SCAP Records (RG 331) Box no. 2275C, Hirano Rikizo : Book I (April 1942 - Nov. 1947) である。以下これを「平野文書」とする。

(6) 当時G.S公職審査課長であったネイピア (Jack P. Napier) 氏には一九八六年八月八・九日および八九年八月九・一〇日の二度、同公職審査課員であったヴァールド (Hans H. Baerwald) 氏には一九三年八月三日、同次長であったケーティス (Charles L. Kades) 氏には同年八月一五日にインタビューをそれぞれ各氏の邸宅にて行い、平野罷免ならびに追放に至る経緯について貴重な証言を得た。

(7) 平野力三の長男公三氏、三女照子氏のほか、山田公弘氏(山梨県の元平野秘書)、長坂義信氏(当時平野派の元山梨県議会議員)、当時の社会党の内情に詳しい石原朋記、対馬孟、土屋要の三氏、また当時の中央政界に関して海江田四郎(元毎日新聞記者)、子安泰(元読売新聞記者)の両氏、そして中央公職適否審査委員会での審査状況に関して太田剛氏(同事務局長)にインタビューを行ない、貴重な証言を得た。

(8) 山梨県立図書館、法政大学大原社研などで資料を参照した。

二 平野追放の始動段階

平野調査の開始

敗戦後、平野が再び政界の表舞台に登場するのは一九四五(昭和二〇)年九月下旬であった。平野は片山、西尾、松岡駒吉、松本治一郎、水谷長三郎、浅沼稲次郎、鈴木茂三郎らとともに、新社会主義政党創立のための第一回準備委員会委員一九名の一人にその名を連ねた。⁽¹⁾そして一カ月余の準備期間を経た一月二日、日本社会党が戦後初の政党と

して産声を上げると、片山書記長のもとで、平野は選挙対策部長の要職に任命された⁽²⁾。もはや戦時中から続く国会の解散、総選挙の実施は近々必至とされ、その戦後初の総選挙が社会党の命運を賭けた選挙戦となることは明白であった。平野がその重責を担ったこと自体、彼の党内における枢要な位置を照らし出していた。他面、平野は戦前から山梨県を拠点とする農民運動に深く関与しており、その政治経歴を背景に戦後の農地改革をはじめとする一連の農業問題の責任者を自他ともに認めていた。⁽⁴⁾

要するに平野は、様々なイデオロギー党派を束ねて結成された社会党内にあって、西尾とともに右派を率いる領袖の地位を占めたばかりでなく、国会に議席を持たない左派に対し政治的優位性を保っていたのである。

ところで日本の非軍事化・民主化を遂行するGHQ側は、戦後の日本政界の再編成が始まり、新政党が相次ぎ誕生する状況の中で、中央政界要人の人物調査を開始した。この業務を担当したのが対敵諜報部（OCCI）であり、その中には語学に精通した日系二世も含まれていた。⁽⁵⁾ こうしたルーティン・ワークの一環として彼らが平野を取り上げたのは、社会党成立から一カ月を経た二月一九日であるが、その報告書は彼の政治経歴を簡単に紹介したものにすぎなかった。⁽⁶⁾ ところが二二日にサトウ・カツモ（マの誤りか）という住所不明の者から参謀長宛に書簡が届き、その中で平野が戦前「軍国主義者に同調し、農民に対して軍国主義を受容させるべく農民運動の先頭に立った」と訴えたことが、GSの下級部員に平野への関心をもたらず最初のきっかけを提供したように思われる。⁽⁷⁾

さて同月一八日、衆議院は解散され、次いで翌四六（同二）年一月四日、衝撃的な公職追放指令（SCAPIN一五五〇・五四八）がGHQより発出されたため、日本の政界は大混乱に陥った。⁽⁸⁾ 公職追放を担当するGSは、前年末ホイットニー（Courtney Whitney）准将を局長に戴いて以来活性化し、一連の政治改革の先陣を切るようになった。⁽⁹⁾ とくにGSは複数政党システムを前提とし、左右を排した一定のバランスの上に立つ体制、つまり中道政治を指向すると同時に、旧勢力の排除と戦前期に汚染されていない新党・新人の確保を主要な目標とした。⁽¹⁰⁾ そのための強力な武器こそ

ページにほかならなかった。

公職追放指令は平野にとっても少なからぬ衝撃であったはずである。ほぼすべての現職政治家と同様、彼もまた腰に傷がないとはいえなかったからである。しかも平野は社会党の選挙対策部長としてページの行方に関心をもちざるをえなかった。様々な思惑から、平野は意を決してGS側に会見を申し入れた。一九四六(同二)年二月一五日前、平野は社会党右派の田原春治を伴って、GS政党課長のルースト(Peter K. Roest)、中佐、シロタ(Beate Shrota)、ワイルズ(Harry E. Wildes)と二時間にわたり会見した。⁽¹¹⁾平野を迎えたGS側の反応は、一八日付のワイルズの報告「GS局長へのメモ・平野力三のインタビューに関するレポート」の中に見出せる。⁽¹²⁾明らかにルーストらは平野来訪の目的がGHQ側の政治的主眼を探ると同時に、自己のページの可能性を探ることにあると認識していた。

まず平野は、GHQが社会党と共産党との提携(いわゆる人民戦線)を望んでいるのか否かを問い、SCAPがその連合戦線形成に賛成でも反対でもなく、何ら圧力を加えるつもりはないと応じると、平野は個人的に共産党との連携に反対である旨明言し、その理由として連携が実現すれば、共産主義者が次第に社会党内で躍進していくであろうと指摘した。また共産主義者がソ連から資金など様々な支援を得ている点に注意を喚起し、暗にGHQ側に反共的立場への理解を求めた。次いで平野は、二月に日本政府から出されたページ・リスト⁽¹³⁾(九日に政府が推薦議員や大政翼賛会の幹部などを公職追放該当者と決定し、平野もその該当者リストに含まれたことを指す)がそのまま実施されるのかどうか、その適用に関して例外があり得るのかどうかを質した。すでにGSの一部では、前記のとおり、一日本人の内部告発により、平野を疑似軍国主義者ととらえており、平野のこの質問を「自己の延命を探るもの」と理解したことは間違いないかった。

この平野会見から一カ月を経た三月一五日、OCCIは「平野力三の政治活動」⁽¹⁴⁾と題する重要文書をまとめた。同文書はその前日、日本共産党員であるナカムラ・タケオのインタビューから得た情報を主に要約したものであった。

それによれば、①平野は一九二六(同二)年に「日本農民党」幹事長となり、政府と農民との関係調和に献身した。②三三(同六)年には赤松克麿とともに「日本国家社会党」を結成したが、三三(同八)年には同党から離脱して「皇道会」に加わった。③皇道会は退役軍人によって組織された団体であり、当初は「日本農民組合」と結束して政治運動を積極的に行ない、のちに国体明徴運動に加担した。④しかし皇道会に財政的支援を与えていた平野増吉(力三の次兄で衆議院議員)の「飛州材木会社」が倒産し、また日本農民組合が皇道会の実権を掌握したため、皇道会は活発ではなくなった。⁽¹⁵⁾⑤平野が支配していた山梨県にのみ皇道会が復活したものの、四二(同一七)年四月、政府より解散を命じられた。⑥戦犯容疑者笹川良一の尋問調書によれば、平野は四二年の翼賛選挙で無産党から立候補し、東条から「圧迫を受けた」が当選した。⑦今回平野は立候補者審査をクリアーして山梨県から立候補しているが、ただし二月二三日に提出された平野の「調査表」には、皇道会での彼の活動と役割について記載がない、と陳述していた。

このOCCI報告がGS側に相当な影響を及ぼしたことは間違いない。以降、GS下級部は平野に関する本格的調査を開始した。

鳩山問題と平野

一方、国会解散後の社会党は、四月の総選挙に向けて、共産党と提携すべきか、それとも自由党と提携すべきかといった二者択一的な政治路線をめぐる激しく揺れていた。社会党は結党に際して、地方の組織化を持つ時間的余裕がなく、共産党を除く旧無産党系の代議士に重きを置いて中央部の結成を急いだ経緯から、寄り合い世帯の弱点を持っていた。そのため、社会党は共産党から共同提案問題で声明を突き付けられ、また自由党からは自由・社会両党の提携成立説を放送されるなど、左右双方から夾撃される格好となっていた。このような状況の中で、平野は一月二日に鳩山一郎自由党総裁と面会するなど、早い時点から自由党との提携を推進しつつあった。平野の行動は共産党との人

民戦線形成に好意的な社会党左派を刺激したとはいえ、党内が一致結束して選挙に当たり、多数の議員を獲得するまで内部の矛盾は放置しようとの選挙第一主義を採る態勢ができていた。⁽¹⁶⁾ 結局社会党は三月九日、山川均らの「民主人民戦線」に不参加を決定した。平野ら右派の立場からすれば、当面の障害を一つ乗り越えたわけである。

四月二〇日、戦後初そして旧憲法下最後の総選挙(第二回衆議院総選挙)が実施されると、社会党はわずか一七議席から一挙に九三議席を獲得し、自由党(一四一議席)、進歩党(九四議席)に次ぐ第三政党へと大躍進を遂げた。平野自身、地元の山梨では定員五名に対し三二名が立候補する空前の激戦となったが、一〇万票という大きな支持を獲得して第一位当選を果たした。⁽¹⁷⁾ 社会党にかつてないほどの大勝利をもたらした平野が、党内における威信と影響力を拡大したことはいうまでもない。ただしこの結果、社会党が新政権に加わるべきか否かが火急の問題となった。平野は西尾とともに、政権参加の意向(つまり自由党との連立内閣)を強めていたが、左派は保守勢力との提携に抵抗した。⁽¹⁸⁾ しかも平野が支持する鳩山総裁はパージされるとの噂も流れていた。⁽¹⁹⁾ それでも執拗な幣原内閣の居座り工作が自由・社会・協同・共産四党の連携を促し、倒閣運動へと発展した。その結果、四月二二日に幣原内閣は退陣の決定を余儀なくされたのである。

同日夜、西尾は田原を伴ってGSのワイルズと第一ホテルで会見した。翌日付のルーストによるGS局長宛報告書⁽²⁰⁾によれば、西尾は新内閣の可能性に関して次のように打ち明けた。もし片山が首相となった場合、社会党は自由党に対し外相(吉田)のほか司法・文部・運輸の四ポストを与え、社会党は内相(水谷ないし河野密)、農相(平野)、内閣書記官長(西尾)のほか商工・厚生⁽²¹⁾の五ポストを獲得し、協同党には大蔵など二ポストを与える。もし自由党が片山を受け入れない場合、松平恒雄を推す。もちろん社会党左派は松平に反対するであろうが、左派の力は弱いので無視してよい。松平が首相となる公算が大きい。なぜなら社会党が片山を推し、自由党が吉田(鳩山が資格喪失となると想定して)となるであろうから、松平が妥協的選択となり得る。社会党は安部(磯雄)については消極的で、彼は片山、吉田、芦

田以下にランクされている。これらの中では吉田が良い。社会党は吉田を首班とする自由党との連立内閣には参加するだろう。また西尾は自分が鳩山に近いとされることを否定した。なおルーストは以上の西尾の言動に付け加えて、協同党党首の井川忠雄が二二日朝、片山を首班とする新閣僚案を提出した旨伝えた。ここでも農相には平野の名がみられた。

上記のとおり、西尾は鳩山がページされることを前提とし、松平ないし吉田が首相に選出される可能性を大とみて、自由・社会・協同三党の連立内閣を構想していた。そして平野を農相に抜擢することも考慮していたのである。ところが四月二二日の幣原内閣総辞職以後、社会党内では次第に「首班か、しからずんば野党」という空気が強まり、鳩山の連立工作に消極的となった。平野は連立の実現のために奔走したが、結局二七日、社会党は自由党との連立を正式に拒否する方針を決定し、自由党は三〇日に単独内閣を決意するに至った。⁽²³⁾平野は臍を噛む思いであつたらう。

ところで先述した三月の平野に関するOCCI報告以来、G S下級部は平野の政治経歴、とくに平野と「皇道会」および機関誌『皇道』との関係を徹底的に調査し始めた。その結果、皇道会が国家主義的な退役軍人達により三三三（同八）年四月に正式に設立され、会長の等々力森蔵予備役中將は右翼組織「大日本国粋会」総本部の中心人物であり、「瑞穂倶楽部」⁽²²⁾（「同倶楽部」は公職追放指令で指名された二七団体の一つである）の会員でもあつたことが明らかとなった。また平野は「日本農民組合」と皇道会を連携させるべく尽力し、同年一月、わが国の社会党運動史に前例のない軍部と農民の連合体が形成され、平野は皇道会の遊説部長と雑誌『皇道』の発行人兼編集人に就任したこと、そして四二（同一七）年四月五日に出された皇道会の新綱領（G S側はこれを平野の叙述と見做した）では、「皇道政治の完遂」を同会の目的として掲げ、①新国際秩序確立に向けて「八紘一字」の精神を高揚する、②国防国家の完成を目指す、③日本人の精神と肉体をこの国家形態にふさわしいものへと鍛練する、などが謳われた。⁽²³⁾

さらに平野が皇道会以外にも、「国難打開連合協議会」、「三・六倶楽部」、「維新国家審議会」、「日本国家社会主義学

盟」など右翼団体の役員に名を連ねていた事実も判明した。⁽²⁴⁾ そのほか平野執筆の声明文(たとえば「スポーツ界の高揚と国家スポーツ尊重のための必要性」など)や論文(たとえば「皇道会の農業政策」「皇道」一九三七年三月発行に掲載など)等も翻訳され、その内容が検討された。⁽²⁵⁾

こうした調査結果を踏まえ、GS下級部は、皇道会が大政翼賛会運動により四二(同一七)年五月八日に自主的に解散したことで、公職追放指令(SCAPIN-五四八)に規定された解散されるべき団体から免れたものの、この組織は「右翼的で国家主義的組織であり、平野力三が公職追放令のG項の規定に該当することは疑うまでもない事実である」と判定するに至った。⁽²⁶⁾ 同時に彼らは、平野が立候補の際に提出した「調査表」に、皇道会および日本国家社会党との関連を明記しなかった事実を重視し、「これは勅令第一〇九号の法令第八項により処罰されるべきものである。二月二六日の内務省声明では、調査表に不正もしくは真実を隠蔽した行為が発覚した場合(立候補を許可した)確認書は無効となり、もしもその者が当選したとしても、その者は国会議員の地位を失うだけでなく、勅令「就職禁止、退官、退職などに関する件」の下で厳しい処罰(最高一年の入獄もしくは三千円の罰金)を受けると留意を促す文言を添付した。⁽²⁷⁾ はたして平野が故意に皇道会の記載を漏らしたのかどうか断定し難いが、その真意とは無関係に、GS側が法的論点からこの行為をもって一層平野への疑惑を強めたことは間違いないかった。

GSが平野に関する調査を深めつつあった五月、政局は再び波乱含みとなった。自由党単独組閣の準備を進めていた鳩山が、四日、GHQ指令により突如バージされたのである。いわゆるメモランダム・ケースの第一号であった。新憲法の制定を間近に控え、保守政権の樹立阻止を意図したGS局長ホイットニー、またニューデイルの旗手であった同次長ケーディスらの政治介入であった。実はGHQ内部の権限争いにおいて、GSは以前よりも不利な状況にあった。というのは、GSと関係が良く、G2のウィロビー(Charles Willoughby)少将と対立していた民間諜報局(CIS)局長兼OCCI部長のソープ(Eriot Thorpe)准将が四月に帰国すると、⁽²⁸⁾ 後任にはウィロビーに近いクレスエ

ル(H. I. T. Creswell)大佐が就任し、必然、GSのパージ政策と確執を生じたからである。この鳩山追放でもクレスウェルは難色を示して抵抗した。そこでGS側は中立的立場にある参謀長マーシャル(Richard J. Marshall)少将に対して、鳩山の「調査表」記載漏れ問題を前面に押し出しその承認を得ることに成功した⁽²⁹⁾。とすれば、平野も「調査表」記載漏れが発覚している以上、鳩山と同様の論拠で追放に処せられる可能性は十分あった。しかも平野は鳩山と政治的繋がりがあるとGS側から見られていた点もマイナスであった。ただし平野はそのようなGHQ内部の動きを知る由もなかった。

平野とG2・CIS

ともかくポスト鳩山問題は前内閣の外相吉田茂が急遽首班役を引き受けることとなり、一九四六(昭和二一)年五月二二日、第一次吉田内閣が成立した。GS側の保守政権阻止の期待は潰え去った⁽³⁰⁾。西尾にしてみれば吉田政権の誕生は予定通りであり、ただ社会党の政権不参加が予定外であった。

さて五月から六月にかけてGS下級部では、平野が皇道会との密接な関係により公職追放到該当するとの嫌疑がほぼ固まった。しかし障害が残っていた。それはG2およびCISの事前の承認を得る作業であった。六月二八日、GSはホイットニー名でG2とCISへ文書を送った⁽³¹⁾。公職追放令(SCAPIN-1550)に関連して、国会議員平野力三の地位が未だに未解決となっているので、彼が所属した皇道会に関する情報を提供するよう求めた文書であった。これに対して七月一日、G2およびCISはGSへ次のような回答を寄せた⁽³²⁾。

- (1) 「皇道会」の地位に関する件は、目下中断されたままである。それはSCAPIN-1548(好ましからざる組織の解散指令)を実施する職務がG2/CISに属するのかわそれともGSに属するのかわ不明確なためである。G2/CISとしては我が方に主たる管轄権があるとみなしてきたが、SCAPIN-1548に基づく日本政府からの報告はすべてGSに送付されてい

る。SCAPIN一五四八はGS主導によって作成された指令ではあるが、その実施の責任部署に関する特別のスタッフ覚書(規程)は存在していない。(以下略)

(2) 皇道会に関する正確な情報は、一九四六年四月一九日頃にCISが日本政府へ送付した覚書草案にある。それは資料Aで示された証拠に基づき、SCAPIN一五四八の解散団体リストに皇道会を加える内容であった。

(3) GSの見解は非公式ながらその覚書と一致し、日本政府の実施を非公式に促すものであった。日本政府側はSCAPIN一五四八に基づく解散団体リストに皇道会を加えるよう口頭で指示された。この非公式の要請に対し、日本政府は資料Bのような回答を送付した。

(4) (しかしGSとCISが提示した)資料Aの証拠は明らかに不十分であり、日本政府の説明(資料B)に反論できないと思われる。当方では皇道会が反社会的の団体か否かについて証明できる証拠を発見すべく留意しているが、今日までに具体的なものは抽出できていない。それゆえ、皇道会の最終的判定はいぜん保留したままである。

要するに、G2側は平野追放に消極姿勢を示したわけである。鳩山の場合と同様であった。CISはもはやGS側からG2側へと移っていた。このようなG2/CISの対応について、GS内部は逡巡せざるをえなかった。初期の段階から平野問題を扱ってきたローストはケーデイスへ非公式のメモを送り、「CISはいぜん皇道会に対する態度を明確にする責任を回避している。あなたはこの被告に対してアングロ・アメリカンの見解(つまり無罪)を適用しようとしているのか、それともフレンチの見解(つまり有罪)を適用しようとしているのか」と質した。⁽³³⁾ 結局、当時パージ問題の責任者の立場にあったリゾー(Frank Rizzo、のち次長を経て局長)は、七月四日の報告書で、「平野と皇道会との関連は彼をパージするほど十分ではない。もし平野をパージにできないようなら、再度ローストに戻して平野の立場をもっと明確にできるよう勧める」とケーデイスに進言した。⁽³⁴⁾

かくしてGS側の平野パージへの取り組みは中断を余儀なくされたのである。

(1) 『朝日新聞』一九四五年九月二八日。また信夫清三郎著『戦後日本政治史I』(勤草書房 一九六五年刊)二二六―二二七頁

によれば、敗戦前後から、片山などの旧社民（社会民主党）系、河上丈太郎や三宅正一らの旧日労（日本労働党）系、加藤勘十らの旧日無（日本無産党）系が新組織結成を目指して各々活発な動きを開始したのに対して、西尾是水谷長三郎、平野と同日二三日に会合し、労働組合や農民組合を再組織し、さらに社会主義政党组を創立することについて相談した。その際平野の提案で鳩山一郎や徳川義親と二五日に会見したが、西尾は一つの大政党を作ろうとの鳩山提案を退け、結局社会主義グループ独自の政党组を結成する方針となった。但し戦時中から衆議院に議席を持つ西尾・水谷・平野三名は、院内勢力の結集に重点を置いたのに対し、片山らのグループは議員中心主義を避け、広く旧無産政党组と新人の結集を議論するなど、社会主義者達の動きは二つに割れていた。そのほか月刊社会党編集部編『日本社会党の三十年(1)』（社会新報 一九七五年刊）参照。なお平野公三氏の証言（一九九四年一月二〇日）によれば、敗戦の半年前から東京の平野私邸にて戦後の政党组りのために平野と西尾らとは密かに会合を重ねていたという。

(2) 『朝日新聞』同年一月二日。

(3) 豪農の家に生まれ、何不自由のない生活環境のなかで育ったにもかかわらず、平野が生涯農民運動に献身することとなった転機とは、拓殖大学入学後の一九一七年に中国や東南アジア諸国を旅行した際、後進民族の悲惨な状況や孫文の革命運動に接し、「若い情熱を社会主義の実現に捧げる決意をした」ことと、早稲田大学在学中に「建設者同盟」に入り、労働総同盟の鈴木文治に同行して山梨県の地を踏み、日本一ともいわれる小作争議の実態に触れたことであり、以来山梨の農民運動に深く関与することとなった（前掲書『平野力三の素描』参照）。戦前における平野の農民運動と皇道会での活動に関しては、大杉彦助著『山梨農民運動史』（文化山梨社 一九五一年刊）および竹川義徳著『山梨農民運動史』（大和屋書店 一九三四年刊）を参照。

(4) 同年一〇月三十一日の準備委員会全体会議で平野は農地制度を担当することに決定した（『朝日新聞』十一月一日）。また一月二日の社会党結党大会でも平野は農地制度改革について報告した。報告内容については、前掲の平野著『農地改革闘争の歴史』第三章「農地改革の展開過程」と、日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料日本社会党四十年史』（日本社会党中央本部 一九八五年刊）二六―二九頁参照。

(5) 日系二世の役割については袖井林二郎「日本占領と日系二世」（秦郁彦・袖井編『日本占領秘史』朝日新聞社 一九七七年刊）所収に詳しい。

(6) 平野文書 #2: Translation on Write-up on HIRANO, Rikizo - from GHQ, US Army Forces, Pacific, Office of the Chief of Counter Intelligence, 19 December 1945. ただしこの平野がIRAS（大政翼賛会）会員であった

と明記されている。

- (7) 同文書 #3: Memo for Chief, Govt Sec - 18 February 1946 from Dr. Wildes - Report of Interview with Rikizo Hirano. なき口付が不明ではあるが、同文書 #1: Self-Recommendation of Rikizo Hirano Running for the Election of April 1942, by HIRANO, Rikizo から推して、すでに平野に対する軍国主義ならく超国家主義思想への嫌疑が生じていた可能性がある。
- (8) 拙稿「公職追放令(SCAPIN-1550・548)の形成過程」を参照。
- (9) 初代GS局長クリストはバターン・ホイイズと折り合いが悪く、またマッカーサーの信任を得られず、一二月にはその地位を去った。ホイットニーはマニラの弁護士時代からマッカーサーの信頼を得て、終始彼の側近中の側近として権力を揮った。リンゾー氏とケーデイス氏の筆者に対する証言。
- (10) 福永文夫「民政局と日本社会党」(一九九二年度日本政治学会用ペーパー)一〇頁。
- (11)(12) 前掲平野文書 #3.
- (13) 『朝日新聞』一九四六年二月一〇日。ただし翌日の『同新聞』は、平野の皇道会は政府が発表した「大日本皇道会(赤尾敏主幸)」とは別個であり、平野が直ちに該当することはないと訂正した。
- (14) Project Status Reports, GS(グアワルド氏より提供)内の文書: Political Activities of HIRANO Rikizo, 15 March 1946 (CONFIDENTIAL).
- (15) ただし平野公三ならびに照子両氏によれば、平野増吉(次男)と平野力三(五男)とは実の兄弟ながら、力三が農民運動に関与して以来実家からは勘当同然となり、保守的な増吉も力三と断絶状態にあったという。とすれば増吉が財政面で皇道会を支援していたとの指摘は事実と反することになる。
- (16) 『朝日新聞』一九四六年一月一八日。
- (17) 『山梨日日新聞』同年四月一三日。山梨県編『山梨県政七十年誌』(非売品 一九六二年刊)一一三頁。
- (18) 『朝日新聞』同年四月一八日。
- (19) マーク・ゲイン著(井本威夫訳)『ニッポン日記①』(筑摩書房 一九五一年刊)一四二―一四四頁およびH・E・ウィルズ著(井上勇訳)『東京旋風 これが占領軍だった』(時事通信社 一九五四年刊)八七―八八頁参照。
- (20) GS文書: Memorandum to the Chief, GS - Cabinet Possibilities from P. K. Roest, 23 April 1946. (福永文

夫氏の提供)。

- (21) 『朝日新聞』同年四月二五日。
- (22) 平野文書#4: Translation--from GHQ, US Army Forces--Articles of the KODOKAI (Imperial Ways Society). TOKIZAWA, Soroku--5 July 1934, 2 April 1946. 回文書#5. HIRANO, Rikizo--Write-up, undated.
- (23) 回文書#5. 回文書#12: The Imperial Way Society's New Proclaimed Platforms. Page 4--5 April 1942.
- (24) 回文書#6: Write-up on HIRANO, Rikizo, undated.
- (25) 回文書#7: Statements by HIRANO, Rikizo, undated. 回文書#8. More Statements by HIRANO--Rikizo, undated. 回文書#9: Source: "Kodo" (Imperial Way), March 1937 issue, page 57--Declaration and Articles of the Society of the Imperial Way (Kodokai)--Excerpt from "The Agricultural Policy of the Society of the Imperial Way"--written by Rikizo Hirano, undated.
- (26)(27) 前掲回文書#5.
- (28) ソープ氏の筆者に対する証言。
- (29) 拙稿「鳩山一郎の公職追放」(『法学政治学論究』第七号所収 一九九〇年冬季号)二一一―二五頁参照。
- (30) ジャスティン・ウィリアムズ(当時国会課長)によれば、マッカーサーは本来共和黨員で保守系であったが、日本の政党に對しては中立の立場を示した。これに對してケーティスは生粋の民主党支持者であり、日本では社会党支持の姿勢を隠さなかつたという。同著(市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』(朝日新聞社 一九八九年刊)五三頁より)。
- (31)(32) 平野文書#13: Check Sheet from Govt Section to G-2/CIS-28 June 1946--Kodokai (Hirano, R.).
- (33) 同文書付属のメモ From PKR (Roest) to Col. Kades. ケーティス氏の筆者に對する証言によれば、当時ルーストが SCAPIN-1548を、リゾーが SCAPIN-1550をそれぞれ担当しており、解散すべき組織を明確にする立場にあるルーストが皇道会の観点から平野を追求しつつあった。なおアングロ・アメリカンの見解とは「被告は有罪となるまで無罪とみなされるべきである」との意味であるのに對して、フレッチの見解とは「被告は無罪が証明されるまで有罪とみなされるべきである」との解釈であり、この時点でケーティス、リゾー、ルーストらは平野の追放が難しいと判断せざるをえなかつた。

わけである。

(34) 同文書付属のメモー From F. Rizzo to Col Kades, Lt Col Roest, Lt Poole, Lgt Glunz, 4 July 46.

三 平野追放の決定段階

平野調査の再始動

ところが四カ月を経た一月二三日、対日理事会(ACJ)第一九回会議の席上、ソ連代表テレビヤンコ(Derevanko)中將は「日本政府が追放令に恪遵して居らない旨」指摘し、具体例として芦田均、松岡駒吉、西尾らとともに平野を指名したために、平野問題が再浮上した。同月一九日付のG2からG8へ送付された文書は、これら社会党の三首脳がソ連側から非難された理由を説明していた。⁽²⁾平野に関しては以下のとおりである。

平野は皇道会の創設後に常任理事となった。それは彼の兄がこの組織に財源を与えたからである。〈前記のとおり、平野と兄増吉とが断絶状態にあったとすれば、この点の信憑性は疑わしい〉。この組織は陸軍の在郷軍人と小作農民団体との統一体であった。平野は自己の地位を利用して土地改革、とりわけ小作農民の救済という主張を推進した。一九三七年頃、在郷軍人が皇道会から引き上げたが、平野は山梨県支部で活動を続け、小作農民団体として土地改革を請願した。そして四二年に警察より活動停止を命ぜられた。

SCAPIN一五五〇に記載されている団体は「大日本皇道会」であり、これは「建国会」の継承者である赤尾敏により四二年に設立された。平野と同会との唯一の繋がりには、皇道会の活動が禁止されたのち、赤尾に皇道会の会報『皇道』を販売したことであった。

平野は「日本農民党」の指導的人物であった。この「日本農民党」は土地の再分配といった土地改革を提唱した。

去る五月、日本共産党は総選挙で当選した自由党や進歩党の代議士で組閣線上に浮かぶ吉田茂、石橋湛山、河野一郎、河合良成、一松定吉など八名と社会党の西尾、松岡、平野など六名を戦犯として指名したことがあったが、この⁽³⁾

テレビヤンコ発言と符合する部分が多く、恐らくソ連側は共産党の情報に依拠していた可能性が強い。これに対し西尾と平野は一月一九日にGSのビーバー (Bieber) 、シロタ、ノーマン (Norman) 三者と会見し、主として西尾がソ連側の主張の誤りを指摘するなど弁明した。また平野も「テレビヤンコの陳述のすべてが真実ではなく、いずれ報告書を提出するつもりである」と述べた。⁽⁴⁾

とはいえGS側としてはこのようなソ連側の動きを無視できなかった。むしろ以前から平野に疑惑をもつGS下級部員は勢いづき、再度平野の政治経歴を調査し直した。その結果、翌四七(昭和三〇)年一月には平野を「黒」、すなわちページ該当とする文書を改めて提示するに至った。それが一月一五日付文書と一月二七日付文書であった。

前者「平野力三に関するメモ(機密扱い)」⁽⁵⁾は次のように指摘していた。

- (1) 社会党の指導者平野は、党創立者の一人であり、一九四六年に選挙対策部長となった。彼は三七年(正確には三六年)以来国会議員である。過去二〇年間、彼は農民組合運動の指導者であり、現在四九歳である。
- (2) 平野は四六年四月の総選挙に立候補した際、日本政府の審査を受け、公職追放令(SCAPIN-1550)に非該当となった。この時点までに収集された情報により、GSは彼の公職就任に非公式の許可を与えた。ただし彼の資格には強い疑念が残った。平野への疑念は皇道会の設立とその活動にあった。皇道会は、平野が代表を勤めていた日本農民組合の支援のもとに三三年に二人の退役中将と二人の退役少将により設立された。皇道会はその主義主張(天皇崇拜への支持、軍事力の強化、強大国からの圧迫)反対、国家統制経済への移行、政党政治の解消、世界資源の再配分など)により、明らかに全体主義的である。しかしG2が皇道会を超国家主義団体と指名しなかったため、GSは平野を超国家主義団体の指導的人物としてページ該当とだけの十分な証拠を見出せなかった。ただし平野がページの対象になるだけの罪を犯していないとはいえ、現在の高い地位から排除されるだけの非民主的な考え方を十分持っていたと考えられる。
- (3) 平野が小作農民の擁護者であると主張する根拠は、日本農民組合の会長を長期にわたり勤めた点にある。それとの関連で現社会党委員長の片山が日本農民組合を三二年四月に辞めたことに留意すべきである。片山は組合がファシストとなりつあると信じたことが辞めた理由であった。これが真実か否かはともかく、平野は日本農民組合を皇道会へと導いたことは事実で

ある。

- (4) 対日理事会のソ連代表部は、平野が等々力森蔵將軍とともにファシスト的な皇道会を組織したとの理由により、平野をバリージすべき国会議員に挙げている。
- (5) 結局、次のことが実施されるべきである。
- 平野は（公職適格者として）認め難い旨日本政府へ勧告すべきである。

もう一つの二七日付文書は、日糸二世のT・ツカハラから国内政治課長（ルースト）宛の報告であり、「平野の公職追放の勧告」と題して次のように指摘していた。⁽⁶⁾

- (1) 山梨県選出の社会党国会議員平野力三は、左記のような国家主義団体の積極的かつ主要メンバーであった事実を自己の申請書に記載しなかった。

皇道会、国難打開連合協議会、維新国家審議会、時局研究会、日本国家社会主義学盟

- (2) 右記団体に関する情報は以下のとおりである。

a 皇道会：平野は皇道会の運動部長であり、公的機関誌の編集人兼出版人であった。国家主義的な元軍人をも加えた政治組織である皇道会は、一九三三年四月に等々力森蔵を会長として公式に設立された。等々力は一九年に設立された右翼団体の「大日本国粋会総本部」の主要人物であった。彼はまた四六年一月四日の公職追放指令で解散を命じられた二七団体の一つである「瑞穂倶楽部」の役員でもあった。「日本農民組合」の立役者である平野は、同組合と皇道会との緊密な連携のために尽力した。そして皇道会の運動部長となった。彼はまた雑誌『皇道』の編集者でもあった。

皇道会創設時における彼の声明中には次のような文面がみられる（今里勝雄著『三代思想録』新紀元社 四四年四月出版より）。

「列強は、国際平和維持の名目にて、わが帝国の合法的な諸権利を圧迫しつつある。そのような政策はわが国の利益を損なうものであり、われわれにとって重大な関心事である。明治以来、欧米の個人主義と階級闘争はわが国に浸透し、伝統的な皇国思想を侵害してきた。そして国家の発展に脅威を及ぼしてきた。」（以下略）

- (3) 結論

a 皇道会など上記団体における平野の地位および行動は、疑いなく、彼がSCAPIN―五五〇付属書A号「G項三」により
パージとなるべきことを明示している。

b 「調査票」にて平野が関与し活動拠点となった上記五団体の記載を怠ったのは、意図的な削除と想定されるべきである。彼は
調査表への指示条項違反の罪を冒している。このような大胆な行為はGHQの権威を汚すものである。彼は他の者への見せ
しめとして厳罰に処されるべきである。

右記の二文書に基づき、一月下旬、G S下級部は上級部に対して平野追放を強く進言した。ではこれがいかにして
G S最高部の決定となっていたのか。

吉田の対社会党連立工作

まずこの間の国内情勢と平野の動きについて簡単に触れておきたい。前年五月に成立した吉田自由・進歩連立内閣
は依然続く戦後の混乱の中で窮地に陥っていた。労働総同盟を主体とする労働攻勢は、共産党の指導の下に激化して
一〇月闘争となり、また一二月には吉田内閣打倒国民大会が開催され、来る二月一日を期してゼネスト突入が宣言さ
れた。このような緊迫した事態を乗り切るため、吉田首相は社会党との提携を計ろうとした。そこで吉田は、従来か
ら保守との連立に積極的な平野を介して、実力者の西尾書記長と接触を試みた。一二月から翌四七年一月までに計五
回三者会談が行なわれ、とくに三回目の一二月二八日の会談の折、初めて吉田は西尾・平野に本音を打ち明けた。す
なわち、西尾に商工相として入閣してほしい、また新設予定の労働省と建設省に社会党から閣僚を送ってほしいと要
望したのである。これに対して西尾は、吉田内閣がまず総辞職し、その上で自由・社会両党が連立政権を作ること、
今後はこのような秘密会談ではなく、正式な党对党で連立の話し合いを行なうことを申し入れた。⁷⁾

一月八日、四回目の三者会談が開かれた。吉田は西尾と平野に対して、「閣僚の割りふりについて、下話さえつけば

君の言うとおり、吉田内閣は総辞職してもよいから、ぜひ、先日の話は進めてほしい」と申し入れた。そこで西尾はかねてから考えていた具体的条件を提示した。すなわち、①現在の閣僚は可及的に留任しないこと、②ことに石橋蔵相の留任には絶対反対する、③社会党の要求するポストは、安本、労働、農林、商工、無任所二、なお協同、国民両党から一名入閣させることを要求した。これに対して吉田は、一五日深夜、外相官邸で行なわれた第五回会談で、「社会党に商工、労働、建設、無任所を振当てることは賛成であるが、石橋の辞任と国・協党の入閣は困る」と西尾に伝えた。前日の社会党中央執行委員会の席上、吉田との秘密会談を明らかにし、連立工作を公然と進める旨承認を得たばかりの西尾にとって、吉田のこの回答は受諾困難であった。すると吉田は、対日理事会でソ連代表が社会党の西尾、松岡、平野ら五名の追放を主張したので、GHQとしても自社両党間の連立の時期を延ばせといっている、と牽制し、次いで西尾自身の資格問題に関してマッカーサーと会見するよう勧めた。これは前述のとおり吉田が事実を語ったにすぎず(ただしGHQが吉田に対して自社連立の時期を延ばせといったか否かは不明)、西尾も対日理事会の件を承知していたはずであったが、西尾はそのように受け取らず、「吉田一流の駆け引き」と直感したため、連立の促進に懐疑的となったとい⁽⁸⁾う。

平野は西尾に比べて吉田に妥協的であった。吉田の秘書官福田篤泰と別室で話し合った平野は、「西尾君、吉田は資格問題を出してあのように言うが、入閣さえすれば資格問題はそれによってかえって片づくと思う。気にしないでこのまま連立の話はつづけよう」と西尾を説得しようとした。しかし西尾は平野の見解を入れなかったため、吉田との第一次連立工作は挫折することとなった。同時に、これを契機として西尾の平野に対する疑念が深まっていった。すなわち「平野君は社会党の中でもパージ問題でいちばん疑惑の濃い人物である。そのためあるいはしゃにむに連立政権をつくって、それにみずから入閣することにより、逆にパージ問題を解消しようと、彼は考えているのではあるまいか。そのあせりが、このような執拗な連立への東奔西走となってあらわれているのではあるまいか」となったの

である。⁽⁹⁾しかしGSにせよ連側にせよ、あるいは日本共産党にしても、平野と西尾は同類にすぎず、ページ問題で自己のみを絶対的にシロとし平野をクロとみなすのは、些か西尾の独断専行気味といえたであろう。

平野によれば、三者会談の主要議案は西尾の指摘とは異なり、新憲法問題であったという。つまり、吉田はマッカーサーから「憲法は多数で押し切らないで、なるべく満場一致で国会を通して欲しい」といわれ、そこで社会党の協力を得ようとした。その代償として、吉田は西尾に商工大臣、平野に建設大臣のポストを与える旨提案したが、両者は労働大臣と農林大臣をほしいと逆提案したところ、吉田がこれを拒否したため、「西尾君は、党にかえて、俺は大臣になるから憲法に協力してくれ、では通らないから、もう止めようということ帰ってしまった」。ところが平野が帰ろうとしたとき、福田に呼び止められ、吉田と話を詰めているうち、新憲法成立後の総選挙で、もし社会党が第一党になったら、政権を社会党に渡すことを吉田が平野に約束した。当時党の選挙対策委員長であった彼は選挙で社会党が第一党になる自信があった。そこで吉田と密約を結び、憲法の方でこの密約と引き換えに「ずいぶん苦心して協力した」という。⁽¹⁰⁾

このように西尾と平野の証言には食違ひがある。西尾は、吉田による連立工作の主眼は「労働攻勢逃げ切りのためであった」と主張しているのに対し、平野は「憲法制定のための社会党への協力要請であった」としている。西尾の証言には憲法問題への論及がまったくなく、平野のそれにはページ問題がまったく現われていない。政治家の証言に往往にしてみられる解釈の相違であり、両者の当時における問題意識の差（あるいは触れたくない問題の違い）が顕在化している。とはいえ当時の客観情勢から見て、吉田が平野説のように憲法問題だけに固執して自・社両党の連立を画策したとするのは論拠が薄弱であり、やはり西尾説の方が真実に近いであろう。実際吉田は、左翼勢力が台頭する政治情勢に対処するため、自由・進歩両党に社会党をも加えた「挙国一致政権の必要がある」との周囲の勧告に耳を傾け、西尾や平野と懇談を重ねたと回想している。⁽¹¹⁾

かくして一月一七日に第一次連立工作は挫折した。続く一月下旬における第二次工作もやはり失敗した。その主原因は石橋湛山蔵相問題にあったが、社会党側を代表した平野が石橋留任に目をつぶっても連立を実現しようとした点にもあった。西尾や片山にとって石橋辞任は必要条件であり、平野のやり方に不満であった。⁽¹²⁾ただし吉田がもっとも恐れていた二・一スト(それが吉田をして社会党との連立工作を余儀なくさせた主要因であった)は、実施直前にマッカーサーから中止命令が出て、最悪の事態が回避された。従来曖昧であったGHQの共産党に対する態度が明確になり、ここにGHQと共産党との蜜月時代が終わったのである。

社会党の大躍進

とはいえ吉田内閣にとっては危局は去ったとはいえなかった。そこで今度は焦点の石橋を軸とした第三次連立工作が行なわれた。まず石橋は二月二日に旧知の間柄である松岡駒吉と、翌日には平野と会談したのち、六日に初めて西尾と会談し、九日には石橋、河合良成厚相(進歩党)、西尾、水谷四者の本格的会談が行なわれて、連立に際しての政策内容、閣僚配分がほぼまとまった。⁽¹³⁾二二日の四者の再会合(石橋の日記には平野増吉(進歩党)を加えた五者)では、一三日中に三党幹事長会談、五党代表者会議を行い、一四日に吉田内閣は総辞職し即日連立内閣を成立させる段取りまで出来上がった。その深夜の会談での取り決めについて、河合メモは一〇項目を残しており、平野に関係する部分としては、「四 社会党ヨリ、入閣予定順位ハ片山、平野、松岡、森戸、水谷トスルコト」および「五 平野入閣ハ党情上殆ド絶対条件ナルヲ以テ先ヅ政府トシテハ平野適格ニ付テ司令部ノ了解ヲ得ルヨウ努力スルコト、万一平野、松岡二名ノ入閣ガ司令部関係ニ於テ困難ナル場合ハ平野一名ニテモ差支エナキコト、(尚ホ平野適格ガ万一司令部ノ了解不能ナル場合ハ社会党トシテ連立ノ次善策ヲトル用意アルコト)とある。⁽¹⁴⁾上記のメモは、平野追放の可能性がかなり濃厚と考えられていたことを明示している。同時に、もし平野が追放となれば、社会党の連立政策にかなりの打撃を与えるも

のと考えられていたことも示唆している。

しかしこの第三次連立工作も土壇場で挫折した。この間の二月七日、吉田はマッカーサーから今次国会終了後に総選挙を実施するよう指示した書簡を受け取り、もはや連立政権どころではなくなったのである。しかしそれだけの理由ではなく、石橋に交渉権を与えておきながら、「吉田のワンマンぶりによって、ドタン場で急変した」との解釈もある⁽¹⁵⁾。ともかくマッカーサー指令により、三月三十一日、衆議院は解散となり、明治憲法下の帝国議会は幕を閉じた。

四月二〇日、新憲法下初の参議院議員選挙が行なわれ、社会党は四七議席を獲得し、自由党の三九、民主党（進歩党を改称）の二一九各議席を上回った。平野夫人の成子^{（しげこ）}は山梨県区で当選し、全国初のおしどり議員の誕生として話題となった⁽¹⁶⁾。続く二五日に行なわれた第二三回衆議院議員総選挙では、社会党は九三議席から一四三議席へと一挙に五〇議席を増やし、与党である自由党（二三二）、民主党（二二四）を抑えて第一党へと躍進したのである。もちろん平野は地元山梨全県区で五万八千票を獲得して再びトップ当選を果たした⁽¹⁷⁾。この歴史的な社会党の大勝利に西尾は驚いたが、平野自身は少しも驚かなかったという⁽¹⁸⁾。実際二月半ばに平野は選対委員長として「百三十五（議席）は確実です。：目標は百七、八十です」と予想していた⁽¹⁹⁾。選挙直後、平野は「われわれとしては決してうぬぼれたり有頂天になることを厳に戒しめねばならない」と述べたが⁽²⁰⁾、その言辞とは裏腹に党内における彼は又しても選挙で大きな功績を上げ、意気軒高であったろう。集金能力に優れ、選挙を通じて子飼の勢力を拡大したことは、周辺、とくに西尾にとって平野の増長と映ったとしても不思議はなかった。ここに平野・西尾間の潜在的対立が芽生えたのである。

ともかく社会党が第一党へと躍進した以上、組閣の中心的役割を担うことが必至となった。もちろんマッカーサーやGSはこの結果に好感を寄せ、支援態勢を取った。そこで社会党では西尾と平野と水谷長三郎が組閣参謀となり、片山委員長を擁して政権の実現に着手した。そうした折、マッカーサーから来訪を求める電話が入り、片山が出向くと、「時局はきわめて重大である。挙国連立内閣でやるように」と指示されたという。そこで平野が自由党、西尾が民

主党、水谷が国協党と手分けして交渉に当たった⁽²¹⁾。そして五月九日に社会党の幹旋で四党代表者会談が開かれ、社会党から片山委員長と西尾書記長、自由党から吉田総裁と大野伴睦幹事長、民主党から斉藤隆夫最高顧問と芦田幹事長、国協党から三木書記長と岡田勢一中央常任委員会議長がそれぞれ出席し、協議の末、「社会党が中心となって四党連立内閣を作るべきである」との大綱を決定した⁽²²⁾。

しかし吉田には連立政権に加わる意思はなかった。去る三月末に自由党を脱党して進歩党に加わり、民主党を樹立した芦田グループ(芦田均のほか斉藤隆夫、河合良成、犬養健、橋本渡など)に対する吉田の怒りは納まっていなかったし、共産党嫌いである吉田は、容共主義者が多数を占める社会党左派を含めた連立政権への参加を見合わすべきであると考えていた⁽²³⁾。結果的には吉田・芦田のライバル意識が四党構想をご破算にした理由であり、もし保守分断がなければ、片山政権の誕生はなかったともいえる⁽²⁴⁾。以上の意味で、同床異夢の四党会談であり、当初から成立には無理があった。それでも西尾は自由党の政権参加に固執した。西尾は大野と政策協定をめぐり五回ほど会合したが、やはり自由党側は社会党左派を切ることを条件としたため難航した。そこで西尾は吉田と会談し、外相のポストを吉田に提示して了解を得ようとしたが失敗した。一九日、西尾陪席のもとに片山・吉田会談が首相官邸で開かれたが、やはりここでも合意が得られなかった⁽²⁵⁾。吉田によれば、「自由党は社会党に敗れたので、私は党内一部の主張するような連立とか切崩しなどはせず、綺麗に総辞職して、政権を第一党たる社会党に渡し、わが国民民主政治のルールを確立したいと意を決めていた」が、片山と西尾が自由党からも閣僚を出してもらいたいと申し入れてきたので、保守党との連立政権に反対する社会党左派の問題を質すと、西尾は「容共」の態度を明示したため、「反共」の立場を堅持する自由党とは相容れないとして談判決裂した⁽²⁶⁾。かくして自由党を除く社会・民主・国協三党の連立政権を目指す以外に選択肢はなかったのである。

平野調査の進展

この間、平野の公職審査が新たな進展を見せていた。この年の一月、拡大公職追放令が公布されると同時に中央公職審査委員会（以下「公職審査委員会」とする）が設置され、総選挙をはじめとする国政ならびに地方選挙立候補者の資格審査を開始した。平野も立候補者として改めて審査され、三月三十一日、公職追放到該当せずとの判定が下った。この審査時に、平野が自己の正当性を証明する事例として提示したのが以下のものであったと推測できる。

第一は、一九四二年四月五日の『東京日日新聞』紙上に掲載された「皇道会山梨県支部、国家総力体制を乱す理由で不許可」との見出し記事である。²⁸そこには、「昭和十七年四月二日 内務大臣湯沢三千男」署名の「内務省製警第三号」に基づき、「皇道会山梨支部は二日付をもって国家総力体制を紊す怖れあるものとして内務省から結社不許可処分」に付され、「皇道会山梨県支部主幹者平野力三」に対し、「右言論出版集結社等臨時取締法ニ依ル結社申請ノ件許可シ難シ」との通告が発せられたと書かれていた。平野側は、この処分は、平野が国会で「翼賛会予算編成ニ反対ス、翼賛会予算削減ニ賛成」したことへの制裁措置であると主張し、四月一七日付の衆議院事務局からの二通の証明書を添付した。

第二は、皇道会が他の右翼団体とは異なる証明であった。「皇道会創立の趣旨と内容一般愛国団体とは内容を異にする」との文書²⁹では、「皇道会は満州事変以来、急激に台頭せる主戦派の軍人の政治運動を抑え、日本を中道に導き戦争を防止せんとして生れた団体であり、「軍人中穏健なる分子を糾合して主戦派の軍人と対立せしむることが必要であった」。「当時肅軍を断行し得る内閣は宇垣一成を首班とする内閣が適當なることが考えられたので皇道会は宇垣内閣表現のため努力したと共に一方主戦派軍人を後援したる明倫会とは対立した」と論じ、当時の陸軍大将宇垣一成、東京朝日新聞社編集局長美土路昌一、内務省警保局長松本学三氏の証明を付した。そして「皇道会が明倫会と対立した証明」として、『司法省発行『司法研究』、木下半治著『日本主義研究史』、野村重臣著『日本政治社会思想史大系』、

昭和九年二月一五日の『日本農民新聞』を提示し、皇道会が明倫会のような極右団体とは異なる旨を訴えた。

また「平野力三が皇道会に参加したる理由書」⁽³⁰⁾では、「私が農民運動家として、また日本農民組合会長として皇道会を支持したのは、日本農民が超国家主義運動に利用されることを回避し、農地問題を解決することで農民の地位向上を達成しようとしたからであり」、したがって「皇道会は超国家主義団体から常に異端者として攻撃せられた」。「皇道会は(国家主義団体の連合協議会に)常に参加せず独自の途を歩んだ故に、愛国団体からは皇道会は社会主義者を包含せる団体なりとして攻撃せられ、憲兵隊よりはその動向を警戒せられた」。「皇道会は軍部の侵略戦争支持の国民大会には絶対参加したことはない、排英運動とか戦争支持の演説会など一回も行ったことはない、亦日独伊の三国同盟にも反対し賛成しなかった」。むしろ「貧農救済運動と小作争議の指導に当るのが皇道会の日常活動であった」。また皇道会は「宇垣大将が近衛内閣の外務大臣として米、英と妥協し支那事変を解決せんとした時、宇垣外交を支持したが宇垣外相辞任となり目的を達しなかった」、すなわち「宇垣、クレギー会談を支持した」。したがって「皇道会に参加したる郷軍人は当時の宇垣系と称する人達にして、主戦派の軍人に反対した人達であり、「皇道会は表面軍人が多く参加したので軍国主義団体のように思われた」と誤解を受けている点を強調し、皇道会が通常の極右団体とは異なる旨を申し立てた。

そのほか、「国難打開連合協議会」理事であったことはまったく記憶になく、当時私の名を勝手に濫用したものである。『維新国家審議会』も同様であり、赤松克麿らが主催した「時局研究会」については「赤松君と私は当時対立関係にあり、従って同会の主要メンバーたる如きことはなし寧ろ反対的であると記憶する」。「日本国家社会主義学盟」は「私は承諾した記憶なく…当時の私としては皇道会以外に関係なかった」。当時の右翼団体は「風習として無断で名士の名前等を利用して、形式上会の体形を整へ団体を売物にする習慣が多く、…私の名前も左様な意味で無断使用をせられたものと思われる」と陳述し、自己の潔白を主張した。

第三は、雑誌『皇道』への釈明であった。⁽³¹⁾ すなわち平野は五月一二日付文書で、『皇道』は雑誌というよりも会報にすぎず、実際は毎月ではなく二三カ月に一回の発行であり、発行部数も大体五、六百程度で、会員にのみ配布するもので、通常の雑誌と見るべきでない。また私が編集人兼発行人となっているが、これは形式上の名義人となつてはならず、実際の発行編集者は出版部長の奥野小太郎氏であった(五月七日付の奥野本人の証明を添付)。GHQから全誌の回収を命じられたが、発行部数が少ないことと、東条政権により皇道会の解散が命令された際に残余のものをすべて処分していたため、その命令に応じられなかった。本誌の性格は、①皇道と一致する国際的かつ社会的正義を強調する、②真実、正義、公正、良識と信ずるものに向けて創造的文芸的力を促進し、この目的のため、本誌は大衆スローガンを盲目的に偏向することは避ける、③現存の人々ばかりでなく五〇年先あるいは百年先の人々に読まれるべきことを主張すると同時に、将来の歴史家達の判断を誤らせない証拠を残すことを熱望する、という指針から判定できる。結局「皇道会」が(追放規定に)「パス」すれば、本誌は問題外となるものと信ずる、と主張した。

しかしGS側も平野が意図的に落とした政治経歴を洗い出すなど執拗であった。たとえば、平野と「日本国家社会党」との関係や、⁽³²⁾「新鋭大衆党」と皇道会との関係が注目された。またCISから皇道会に関する情報も寄せられた⁽³⁴⁾のに加えて、三月中旬、日本農民組合山梨県連合会書記長深沢義守から民間情報教育局(CIE)宛に郵送された平野追放決議の要望書も届けられた。⁽³⁵⁾ これによれば、三月五日に甲府市で開かれた同組合・山梨県協会第三回会議(八〇支部代表二三〇〇名が参加)は、平野を戦犯としてバツする決議を採択した。

その理由として、(1)山梨県に皇道会支部を設置した平野は、反欧米的政策を提唱して侵略的な方途と、超国家主義的な宣伝により中国を懲罰しよう扇動した。この事実は山梨県農民の間ではよく知られていた。(2)「北支事変」勃発の際、平野氏は「政府が彼にとって都合の良い対中国政策や手段を取り始めたので、中国軍閥を打倒するため、中国派遣軍実現を目指して運動を開始する時が来た」との声明を発表した。この事実は一九三七年八月五日号の『皇道』

で明らかである。(3)平野氏は衆議院議員として、軍事費を認めた証拠がある。兵士を励ますために、彼は中国に行き、成功裏に戦争を遂行できるように彼らを励ました。今晚の会合には中国の最前線で彼から激励された人物もいる。(4)一九三三年から四三年までの一年間に、平野氏は皇道会の機関誌である月刊誌『皇道』の発行者兼編集者として、軍国主義を鼓吹し侵略戦争に協力した。(5)平野氏は著書『日本の農業政策と農地問題』(一九四三年一月刊)の中で、農村が人材という点で大和民族の供給源であり、また農村が大東亜共栄圏を確立するための国防体制の要となるべきであると述べている。彼は理論的に侵略への道を認めていた。(6)一九四七年二月二日から一四日まで開催され、全国から一三〇万人が参加した全日本農業大会の第二回大衆集会で、戦犯として平野追放を叫ぶ声が聞かれた。ただし平野は日本農業組合の分裂派の人物として、同僚によりすでに追放されていた。今やわれわれ山梨県農民は平野力三氏を戦犯としてパージすることに責任がある。

要するに、これは平野に関する内部告発であり、平野側が提起した身の潔白を覆す内容であった。ただしこのような内部告発の背景には、当時一三〇万に達した日本農民組合が共産党系と反共産党系とに割れて激しい論争を展開し、とくに二月に開かれた第二回大会では左派代議員は反共右派幹部、とくに政治部長の平野に攻撃を集中するなどした結果、左右両派に分裂したこと、そして山梨でもその対立は先鋭化し、左派勢力は平野追撃の姿勢を強めていたこと⁽³⁶⁾がある。当時は密告が多数GHQや中央公職適否審査委員会にも寄せられたが、それらは概して共産党に多かつたとい⁽³⁷⁾う。かくして平野は窮地に追い込まれた。

平野追放の決定

ここで平野は、自らGSに出向くことを決意した。五月二日の午前一〇時、栃木県選出の高瀬衆議院議員と彼の友人であり、SCAPの外交局に雇われて間もない通訳カミイを伴い、公職追放担当のマーカム大佐に面会した。その

場にはスコット、ホイットニー二世、ウィギンズも同席した。⁽³⁸⁾三日付のGS文書によれば、平野はかつて会員であった皇道会という組織に関する誤解を解くために来訪したと述べた。その折彼は、①皇道会を組織した際の彼の目的、②皇道会の意図と原則、③一九四二年の日本政府による皇道会解散を伝える新聞記事の翻訳、④大政翼賛会への補助金付与提案を減額する動議に賛成票を投じたことを示す国会記録の翻訳、の資料を提出した。また平野は、四七年一月二七日に民政局パージ課のツカハラによって作成された英文の記録、「主題：平野力三の逐語訳を提出した。このメモは平野に対する反証事例を過去に遡って詳細に調査し、平野追放を勧告した内容であり、ツカハラから太田剛・中央公職適否審査委員会事務局長へと手渡されていた。

平野はマークムの質問に答えて、公職審査委員会の事務員からこの文書を受け取ったと述べ、それが総司令部から来たものかどうかを知りたがった。マークムは、以前このような報告を見たことがないが、GSは通常その種的情報を審査委員会に回覧するので、その職員がGSから情報を得たことは十分あり得る、と応えた。平野は、この類いの文書に基づいて噂が流れ、GHQがパージを決定するような結果になる、と不満を述べた。さらに彼は、そのような噂が先頃の選挙で彼の再選に悪く影響する、と不満を重ねた。マークムは、一九四七年勅令第二号第一項、すなわち公職審査委員会の公的義務に関していかなる情報も暴露してはならないという項目を読んだ。平野に対し、もしも書類保管に関し特別の保護を得たいならば、検事局でそうすることができると伝えられた。

(4)その後マークムは退席したため、以後は残りのスタッフが平野から皇道会ないしその他の超国家主義団体との関連について質問が行なわれた。

a まず平野は皇道会の公的機関誌『皇道』でどのような地位にあったか尋ねられた。平野は同誌では何の地位もなく、宣伝部長であったと答えた。そこで「編集者兼出版者」としての彼の名前のある『皇道』のコピーが彼に示された。平野の説明では、日本の習慣では高名な人物の氏名が名目的に編集者兼出版者とされるが、実際の編集

は出版局長の奥野という人物が担当したと答えた。

b次に皇道会では出版が宣伝局の管轄であったか否かが尋ねられた。平野はそれは「表面的」であり、宣伝部長としての実際の役割とは、国内各地に弁士を派遣し、軍人でありながら穩健派として影響力のあった宇垣將軍を首班とするための支援運動であったと漠然と答えた。

c以前平野がツカハラ・メモの誤りを明らかにしたが、それを立証するよう求められた。彼は、国家危機解決委員会、国家救済委員会、現代事情研究会(以下略)などとの関係を否定した。

こうして会見は一二時一五分に休憩となった。

この報告書はさらに次のような事実を明らかにしていた。同日午後三時に開かれたケーデイス大佐との会議の結果、ベアワルド少尉は金森國務相の秘書原氏を訪ね、彼に次のように伝えるよう指示された。①わが局は雑誌『皇道』を三部所有している、②この雑誌は性格上、超国家主義を明示している、③その他欠落しているものがある、これら三部はこの雑誌の方針を十分示すものである、④GSではたとえ『皇道』のその他の号が一九四七年五月三十一日一七時まで提出されなくとも、これを公的な情報メディアのブラックリストに加えるであろう。原氏が不在のため、太田氏(公職審査委員会事務局長)に要件が伝えられた。彼はこれを十分理解したと答えた。

ダグラス・A・スコット

コートニー・ホイットニー・ジュニア

ガイ・A・ウィギンズ

以上のとおり、GSはケーデイス次長までが平野を公職追放該当と断定するに至った。ケーデイスの決定に従い、ウィギンズは五月一四日に報告書「平野力三、SCAPIN—五五〇に基づく地位」を作成した。⁽³⁹⁾その全文は以下の

とおりである。

1 平野力三の場合、戦前における日本政治の複雑さが交錯していることと、日本人の考え方が曖昧であることにより一層真相究明を難しくしている。一九四六年一月、対日理事会のソ連代表が平野の件は十分な証拠がないからパージされないとという考え方に抗議した時点で、GSの関心を呼んだ。その時にはGSではソ連の主張とは逆の勧告を用意していた(Tab・A)。しかしこの件の利害に関して、良識派の間でも、意見が一致していない。最終的結論は、彼の言動がどの程度信用できるかで左右される。しかしこの件についてさらに調査が行なわれ、入手される情報に基づいて最終決定が下るであろう。

2 平野は四七年三月三十一日に中央公職適否審査委員会をパスした。四月、彼は山梨県から衆議院議員に出候補し、圧倒的支持により当選した。同時に彼は社会党の選挙対策部長となった。これにより同党は大きく躍進した。四月、彼の妻(成子)も同票選出の参議院議員となった。五月の第二週、中央公職適否審査委員会は前記のような新たな情報により改めて平野の件を審査した。しかし当初の決定に従うことで合意し、改めて彼が公職に留まることを確認した。GSは五月一二日に委員会の決定を知らされた。

3 平野に対しては、彼が

a 超国家主義団体として知られている皇道会の創設者であり、のちには中心人物であった。

b 四つの極右団体の連合体である「国難打開連合協議会」の理事であった。

c 国家主義団体である「維新国家審議会」の理事であった。

d 日本の資本主義経済を支持することにより：略：「時局研究会」の役員であった。

e 「日本国家社会主義同盟」の理事であった。

4 a 平野は四七年三月六日の「調査票」でこれらを否定した。：略

5 a 皇道会は三三年四月に創立された。：略

6 C I Sは四六年に平野力三を公職から免職せず、また排除しないとの誤りを犯した。C I Sはその誤りを繰り返すべきではない。本年一月のパージ基準の拡大により、過去の結論をくつがえすのではなく、新たな規程に照らした上での十分な追放の根拠が与えられている。したがって平野力三が公職から追放されるべきであり、日本政府の翻訳によるG項の5dによる好ましか

らざる人物として公職から排除されるべきことを勧告する。

公職追放課 ガイ・A・ウィギンズ

かくしてGSにおいて平野追放が最終決定となった。最後の手続きとして、同日、局長ホイットニー將軍から「CLO(終戦連絡中央事務局)のためのメモ:SCAPIN-550の運用」(平野力三)を⁽⁴⁰⁾発出した。ここに平野追放は実施を待つばかりとなった。

- (1) 外務省編『初期対日占領政策 朝海浩一郎報告書①』(毎日新聞社 一九七九年刊)一五五頁。その際指名された代議士は一九名であった。
- (2) 平野文書#18a: CIS, G2 to GS - Soviet Member's Interpolations re Purge at 19th Meeting of the Allied Council for Japan, 19 November 1946. なおサーティス氏はこの資料に関連して、ソ連側は多くの社会主義者が超国家主義者であったとの理由によりバージなれることを望んでいたこと、また彼らは追放者リストをGS側に手渡したこと、テレビヤンコであったか対日理事会であったかは明確に覚えていないが、ソ連側が社会党の中道派を除去しようとしていたことを知っていたこと、自分も一度だけテレビヤンコに会ったことを筆者に証言した。
- (3) 前掲書『戦後日本政治史I』三三二頁。
- (4) GS文書 Memorandum for the Record (SECRET), by Gertrude Norman, Conference with Diet Members Nishio and Hirano, 20 Nov. 1946. 福永文夫氏の提供。
- (5) 平野文書#19: Memo re Hirano, Rikizo-from Govt Sec-marked "SECRET", 15 January 1947. ただしケーティス氏はこの文書は記憶になく「not acceptable」の意味が不鮮明で通常使われない表現であると指摘している。
- (6) 同文書#21: Memo for Chief of PAD from T. Tsukahara-Recommendation to remove HIRANO from Public Office, 27 Jan. '47. ケーティス氏は平野追放の理由は皇道会の問題以外に「国家社会党」の問題があった旨筆者に指摘した。つまり国家社会党はドイツのナチス党と同義であり、それが重大であったという。
- (7) 西尾末広著『西尾末広の政治覚書』(毎日新聞社 一九六八年刊)七三―七五頁。平野によれば、吉田が福田篤泰秘書官を通じて自分と西尾に会いたいといってきたという(同「片山連立内閣はこうして倒れた」『エコノミスト』一九七七年八月一六日号八一頁)。

- (8) 同右書八〇―八四頁。
- (9) 同右書八五―八六頁および八八―八九頁。
- (10) 前掲「片山連立内閣はこうして倒れた」八一頁。
- (11) 吉田茂著『回想十年』第一卷(新潮社 一九五七年) 一四八頁。
- (12) 木下威著『片山内閣史論』(法律文化社 一九八二年) 五八頁。
- (13) 増田弘著『石橋湛山 占領政策への抵抗』(草思社 一九八八年) 一三七―一三九頁。
- (14) 江上照彦著『西尾末広伝』(西尾末広伝記) 刊行委員会 一九八四年) 三八四―三八五頁。
- (15) 前掲書『西尾末広の政治覚書』一〇三頁。
- (16) 『山梨日日新聞』一九四七年四月二二日。
- (17) 『同』同年同月二七日。
- (18) 前掲「片山連立内閣はこうして倒れた」八一―八二頁。前掲書『西尾末広の政治覚書』一一四―一一五頁。
- (19) 平野力三、富吉栄、荒畑寒村、山崎道子、水谷長三郎座談会「総選挙を前にして」(二月一八日)『社会思潮』第三号(一九四七年四月号) 七六頁。
- (20) 平野力三「国民の期待に答えん」『同』第四号(同年五月号) 三頁。
- (21) 前掲「片山連立内閣はこうして倒れた」八二頁。
- (22) 前掲書『日本政治史Ⅱ』五五五頁。前掲書『西尾末広の政治覚書』一二二頁。
- (23) 前掲書『日本政治史Ⅱ』五五九頁。
- (24) 子安泰「党内抗争で自壊した片山内閣」『政治記者OB会報』第五一号(一九九三年一月二二日)二頁。子安氏は筆者に
対し、もし吉田と芦田にライバル関係がなければ、自由・民主両党の政権が誕生していたらと指摘している。
- (25) 前掲書『西尾末広の政治覚書』一一〇―一一二頁。
- (26) 前掲書『回想十年』第一卷一五〇頁。なお平野は、社会党左派を入閣させないで右派だけで組閣するようにということは
GHQがつけた条件であったと証言しているが真相は不明である(前掲「片山連立内閣はこうして倒れた」八二頁)。
- (27) 公職審査委員会の太田剛作成に係る「平野力三の資格審査の経過に関する照会に対する回答の件」によれば、四七年三月
二四日の委員会において皇道会関係に就て再調査することとし、同月三十一日非該当と決定した。――前掲書『占領政策への闘

「五三裁判」五三頁以下。

- (82) 片断文書 #15: Translation of Tokyo Nichi Nichi Shimbun, April 5, 1942. "Yamanashi Branch of Kodokai not Permitted for Reason of Disturbing National Whole Strength Structure".
- (83) 回文書 #16: "Aims and Character of the Kodo-kai Differed Intrinsically From Other Patriotic Bodies in General", 5 May '47.
- (84) 回文書 #16の回文書 #17: "Translation- "Creation of Kodokai" - Its Motives and Developments- No date.
- (85) 回文書 #18: Explanation of Publication "Kodo" - Translation, May 12, 1947.
- (86) 回文書 #19a: ATIS PRESS TRANSLATION - Political Records of Nishio and Hirano - Mimpo, 20 Jan '47.
- (87) 回文書 #20: Check Sheet, GS to G2/CIS - Request for Information (Shinei Taisnu-to and Kodokai). 以下は同書の副の情状書類に於ての「三九四一四九六頁」及び「三九四一四九六頁」を参照せよ。
- (88) 回文書 #22: CONFIDENTIAL - Translation in Full - KODO KAI (Imperial Way Society) - source: "Shakai Undo No Jokyō" (Social Movement Trend), 22 Jan '47.
- (89) 回文書 #24: Translation of Letter to CIE on Hirano, Rikizo, 14 March '47.
- (90) 前掲書『戦後日本政治史II』四九四—四九六頁。
- (91) 太田剛氏の筆者に対する証言。深沢自身「社会党籍であったが、第二回衆議院選挙（一九四九年）では共産党候補として立候補した。
- (92) 片断文書 #31: Memo for Record - Hirano, Rikizo - Interview With - written by Douglas Scott, C. Whitney, Jr., and Guy A. Wiggins, 3 May '47.
- (93) 回文書 #32: Memo for Record from Guy A. Wiggins - HIRANO Rikizo, His Status Under SCAPIN 550, 14 May '47.
- (94) 回文書 #32a: Memo for CLO from Gen. Whitney - Administration of SCAPIN 550 (HIRANO Rikizo), 14 May '47.

四 平野罷免の実施段階

片山政権の成立と平野入閣問題

前述のとおり、五月二日以降、GS首脳の間で平野問題に関する最終協議が行なわれ、平野追放が決定した。そして同月一四日のホイットニー文書がCLOへ發出されれば、あとは平野追放となるばかりであった。ところがこの決定は直ちに実施されなかった。ではなぜ実施されなかったのか。それは片山政権の誕生と深く関わっていた。以下、まず平野追放の実施中止の経緯を明らかにする。

同月一九日、四党首(片山、吉田、芦田、三木)個別会談で片山委員長を首班指名することで一致したものの、自由党の提起した社会党左派分離問題により四党連立が困難となりつつあった。そして二一日、吉田は自由党の秘密代議士会で一方的な野党化を宣言した。しかし二三日、混乱することもなく衆参両院で片山がほぼ満票で首相に指名され、翌日、マッカーサーは片山首班を讃える声明を発表した。片山内閣は、日本がアメリカの占領下に置かれて以来、初めてマッカーサーとGHQの積極的な信任を得た内閣として組織されることになった。⁽¹⁾

ただし依然問題は残っていた。民主党は、自由党を含めた四党連立内閣を主張する幣原派と、自由党を除く社会・民主・国協三党連立内閣を望む芦田派とに割れていたからである。また社会党でも、西尾は「自由党を切っても民主党はついてくる」と判断していたが、平野は執拗に四党連立を言い張って譲らなかった。そこで西尾は自由党への説得工作を続けたが、二八日に断念せざるをえなくなった。また民主党が三〇日から三一日にかけて三党連立に踏み切ったため、社会・民主・協同三党連立政権の樹立が決定した。⁽²⁾こうして六月一日、片山内閣が成立した。新憲法制定後初の内閣、初の社会党中心政権であり、また初のクリスチャン首相であるなど初づくめであった。なお閣僚は、社会党が七(鈴木義男法務総裁、森戸辰明文相、平野農相、水谷商工相、西尾國務相兼官房長官、米窪満亮労働相)、民主党が七(芦

外相、木村小左衛門内相、矢野庄太郎蔵相、一松定吉厚相、苦米地義三運輸相、斉藤隆夫國務相、林平馬國務相、国民協同党が二(三木武夫通相、笹森順三國務相兼復興局長)、無党籍一(和田博雄経済安定本部長官)であった。平野はちょうど五〇歳、国家中枢の大臣に登り詰めた感慨は殊更であったはずである。そのほかGHQとの渉外役である官房次長という重要なポストには、吉田によって九州の終連事務局に左遷されていた曾根益がケードイスの推薦により抜擢された⁽³⁾。ところで組閣の時点で問題となったのは平野の農相就任であった。西尾によれば、次のような経緯があった⁽⁴⁾。

「私は三二日の午前、GHQの民政局にケージス課長(実際は次長)を訪ね、閣僚のリストを示して、その意向を打診したところ、平野君と、民主党の林平馬の両君はいかんと云う。また、公職資格審査委員会(正確には中央公職適否審査委員会)の太田剛事務局長あたりも同様の意見であることがわかった。

これには困った。平野君が入閣しないのでは、片山内閣はカナメの一本を抜かれたようなものである。なんとかして平野君の入閣を実現させたいと思い、さっそく、片山さんを訪ねた。総理大臣室で、片山さんと平野君のことについて相談しているところへ、たまたま平野君が入ってきた。……三人で話し合ったすえ、平野君は「私は私なりに努力することが、総理からもマ元帥あて、嘆願書を出してくれ」というので、そうすることになり、さっそく片山さんは、奉書紙に墨で長文の嘆願書を書いた。「平野力三の入閣なくしては片山内閣の組織は重大な障害にぶつかる。平野君の資格問題につきぜひ善処してほしい」というものである。私は、その嘆願書をたずさえて、直ちにその日のうちにGHQ民政局にケージス課長をたずねた。ケージス氏はそのときひどく不機嫌な顔をした。なぜケージス氏が不機嫌な顔をしたか。私の推測によれば、平野君は当時、GHQの内部で民政局と対立関係にあったG2と、密接な関係にあり、平野君が「私は私なりに努力してみる」と資格問題について言っていたのは、このG2をたよりにして運動してみるという意味だったらしい。ケージス氏はもちろん平野君のそういう動静を知っており、平野君の動きに対し、苦々しい感情を抱いていたから、私が嘆願書を持って行くと、ひどく不機嫌な顔をしたものと私は推察した。

翌朝、即ち六月一日の朝、再びケージス氏を訪ねてみると、前日にもましていっそう不機嫌な顔をしている。おそらくG2からマ元帥に訴え、マ元帥の命令でケージス氏も平野をみとめざるを得なくなったので、腹にすえかねるといふ気持だったのであろう。しかしともかく、OKということになり、懸案の林平馬君ともども、平野君の資格問題は解決した。……こうして平野君の

問題を最後に、閣僚選考は順調に進み、即日、六月一日に片山内閣は閣員勢揃いのうえ、宮中での認証式にのぞんだのであった。これに対して平野は、「全く事実と違っている」、すなわち、西尾のいう「片山さんが奉書紙に墨で長文の嘆願書を書いた」というのは事実ではないとして次のように、反論する。

「私は組閣の前日、しかも夕方になってから総理官邸で、『君の入閣は難しい』という言葉聞いたとき、これは私の一身上極めて重大であると考え、直ちに、白洲次郎氏を訪ね、相談したところ、白洲氏自身で、英文のタイプライターを打ち、〈平野を入閣させることが必要であるという〉マッカーサー元帥あての手紙をつくってくれました。そして白洲氏は、『貴方自身で片山総理の署名を貰い、自身でGHQに行きなさい』という指示を与えてくれました。私はその通りにして、自身で嘆願書をGHQに持参した。…このやり方については、西尾氏は非常に不満で、むしろ内心反対であったようでした。…私が入閣できたのは、この白洲次郎氏を書いてくれた英文のマッカーサー元帥宛の手紙のおかげです。すなわちそれは、私がわたし自身のために自ら努力して入閣したということです。率直に言うならば、〈西尾の反対を押し切って〉強引に入閣したという表現がむしろ当る」⁽⁵⁾。

以上のように西尾と平野の証言は食い違いますが、GS側の資料では、片山首相からホイットニー局長宛書簡は奉書の日本文ではなく、タイプされた英文である。⁽⁶⁾しかも五月二十九日付であり、西尾が指摘する三十一日ではない。客観的にみて、西尾説には無理がある。組閣の前日に閣僚リストを出して、その日のうちに平野問題が決着したというのは不自然である。⁽⁷⁾したがって日時に曖昧さが残るとはいえ、平野説が真実であろう。

ではこの二日間に何があったのか。二八日以前まで西尾は自由党の連立政権参加に期待を繫いでいた。新内閣の政治基盤をより強固なものにしたかったし、また民主党内の幣原派が自由党の参加を強く求めていたことも考慮せざるをえなかったからである。しかも平野追放の不可避性(あるいは追放となってもよい)との状況判断から、和田博雄前農相に対して農相就任を交渉した。のちに平野はこの事実を知り、西尾を恨んだ。⁽⁸⁾しかしやはり吉田の説得に失敗し、自由党参加の望みは雲散霧消した。なお和田は経済安定本部(いわゆる安本)総務長官として入閣するが、この人事は

吉田が密かに藤沢の片山邸を訪ね、片山に和田入閣の件を依頼した結果実現した。⁽⁹⁾ともかく以上のような水面下の動向の末に、下記のような片山の嘆願書(英文)がGSに送られたのである。⁽¹⁰⁾

親愛なるホイットニー將軍

わが党の西尾幹事長がマーク氏より、平野力三氏は私の内閣閣僚に就任することがふさわしくなく、また彼がページ指令に該当すると伺った旨を知りました。

私はこの話に驚き、ショックを受けたことを告白しなければなりません。なぜなら平野氏は現在組閣に向けて尽力しつつある三名のうちの一人であり、また二〇年以上に及ぶわれわれの同志であるからであります。過去を十分知る私としては、彼がページにはまったく関わりないと深く信じております。彼の支援と指導力は不可欠であると明言できるほど私は彼を評価しており、日本が永久に民主的基盤を確立するために、彼はわが国が必要とする数名の中のひとりであることを私は理解しております。

そこで彼の件をご再考頂きたい。そして最高司令官にこの件に関する私の心情をお伝えいただければ大変有り難く存じます。私が彼を必要としていること、またわが国がまた彼を必要としていることを確信致します。

総理大臣 片山 哲

しかしGS側はこの片山の要望を却下する方針を決定した。それが三一日付のホイットニー局長からCLO(終連)宛文書「SCAPIN-五五〇の適用(平野力三)」⁽¹¹⁾であった。この内容は以下のとおりであり、前記の一四日付文書⁽¹²⁾へ「一部不鮮明」とほぼ同一であったと思われる。

1 平野力三が公職資格を有するとの日本政府の申し立ては、検討ののち却下された。衆議院議員平野力三は、SCAPIN-五五〇の付属書A号のG項に該当するため、好ましからざる人物として公職から除去および排除されるべきである。

2 平野力三は雑誌『皇道』の出版者ならびに編集者として、全体主義的経済の確立を唱え、皇道という超国家主義の原則に基づいたアジアの再編を支持し、ヒトラーとムッソリーニを英雄と讃え、反ユダヤ主義を唱え、ローマ・ベルリン・東京枢軸の恒久的な継続を提案し、ソビエト社会主義共和国連邦との戦争の不可避性を説き、中国との「神聖な戦争完遂のための断固献身」を誓って、宣伝政策の責任を担った。

民政局（GS）局長・米国陸軍准将 コートニー・ホイットニー

平野はもはや絶体絶命の立場に追い込まれていた。ところが平野のG2人脈がこの窮地から救った。「平野は白洲次郎（終戦連絡中央事務局次長）に頼み、ウィロビーを動かした。戦時中も弾圧を受けた農民運動者を、いけないというのはおかしい、という主張だった。この線からの陳情もマ元帥にとどいた」⁽¹³⁾。実はGSで公職追放を担当していたマーカムも平野のために一役買った。つまりマーカムはかつて勤務していたCIS（実質的にG2の支配下にあった）との人的関係を介して、ウィロビー側にGS内部の情報を流したり、平野救済のために動いたのである。これがホイットニーやケーデイスの知るところとなり、両首脳の逆鱗に触れ、急遽その地位を解任され、ジャック・ネイピアが後任となった。⁽¹⁴⁾ ネイピアはケーデイスから、「君が手がけなければならぬページはごまんとある。このケース（平野問題）は私がやりましょう」といわれ、そこでその検討と決定はケーデイスらに委ねた。⁽¹⁵⁾ 結局ウィロビー側の訴えが功を奏した。土壇場でマッカーサーからホイットニーに対し平野追放の中止命令が下った。推測の域を出ないが、五月三〇日ないし三十一日のことであつたらう。ホイットニーやケーデイス、またGSの中堅や下級部はさぞかし地団駄を踏んだはずである。その結果、この五月三十一日付文書はCLOに発出されることなく終わった。⁽¹⁶⁾ かくして平野は追放から免れ、晴れて農相として初入閣を果たしたのである。

西尾・平野の対立

以後の平野は、この最大の窮地から脱したことで、もはや自己の追放問題は解決したと楽観したのかもしれない。彼は、西尾と並ぶ右派の領袖として、片山政権の発足当初から内閣を牽引する意欲を示した。平野は党内で「一九クラブ」を結成し、日労系議員団に近づく一方、七月二五日には日本農業組合（日農）から分離した「全国農業組合」（いわゆる全農、会長は賀川豊彦）を組織し、この二つを政治的足場として一大勢力を張るようになった。二度にわたる選挙

戦で采配を揮い、社会党の議席数を飛躍的に伸ばした実績は、左派といえども、一目も二目も置かざるをえなかったであろう。これに対して社会党の総帥を自他共に許す西尾は、当初平野の政治力と資金力に期待するとともに、左派攻勢の防壁にする考えもあって重用したのであったが、七歳年少ながら右派のヘゲモニーを対等化しようとする平野自身ならびに平野派の伸張を自己勢力への一大脅威と意識し、平野への警戒心を強めていった。⁽¹⁷⁾要するに西尾・平野間の実権争いの様相を呈したわけであり、それが政権内部で様々な問題を引き起こす結果となったのである。

まず第一に、片山内閣が成立して二カ月を経ない七月中頃、「戦争挑発者西尾末広の責任を問う」と題する怪文書が都下の新聞・通信社と社会党議員に郵送され、その出所が結局平野主宰の『社会新報』編集部であるということに落ち着いた。西尾自身もそのように睨んだ。第二に、この怪文書事件からまもなく、国会内で「平野新党説」なるものが流出した。つまり平野が近く社会党内平野系を中心とし、これに農民党や全国農業会系の議員、さらに国協党の一部、自由・民主両党の有志を糾合して、社会党と別個の新党を結成するとの噂であった。第三に、七月、平野が日農から脱退して全農を組織した折、片山を全農の顧問に迎え入れ、片山の来賓祝辞を望んだが、西尾は全農の結成に賛成せず、また片山の祝辞を遮ったため、平野は西尾に憤慨する経緯があった。西尾は周囲の者に、「平野君があくまで全農に主力をそぐなら、これは平野農政一個の問題でなく、内閣の問題であるから、農相をやめてもらわねばなるまい」と語ったといわれ、ほどなく野溝農相説が起った。平野はこれを西尾の策謀であるとして怒った。第四に、西尾は民主党の檣橋渡の追放取り消しの実現に熱心であったが、平野は日労系の河上丈太郎、杉山元治郎、三宅正一らの取り消しに熱意を示すべきであると主張し、二人は激論を戦わせた。⁽¹⁸⁾

両者の対立は、さらに平野と和田の対立により一層拡大した。八月初め、平野農相は麦類などの超非常時食糧対策で、閣議にも計らず、四〇億円の報奨金を農民に与える案を発表したのに対して、和田安本長官と栗柄蔵相は、この四〇億円支出に反対し、平野農相との対立が深まった。その際、西尾は平野の独善的判断を不快とし、和田側を支持

した。平野はこの西尾の態度を恨んだのである。⁽¹⁹⁾

この平野・和田対立の背景はかなり複雑であった。というのは、官僚嫌いの農民運動の闘士対生粋の官僚という二人の経歴の違いから生ずる摩擦ばかりでなく、農林行政を担当する農林省と、農業政策をも含む総合政策立案機関としての安本との官庁間抗争という面があったからである。平野は阿部真之助との対談で次のように語っている。

「内閣へ入る前から私は安本に対して相当に疑問をもっていた。各省の上に何か非常に独善的なものを考え、押しつける、丁度、戦争中に企画院が、戦争に都合のよい数字を勝手に持つて来たのと同じような印象を受けていた。…官僚は独善的でもその独善を無理押しするが、安本にもやはり同じ特徴がある。従って私が自分の農業政策を遂行しようとすれば、これら官僚群と相対に戦わなければならない。」⁽²⁰⁾

ただし安本はアメリカ的意思、つまりGHQの意向が投影された新興官庁であった。ということは安本の政策はGHQ、ひいてはアメリカ政府の政策とみなせなくてはなかつた。しかも和田は前農相として農林官僚に依然影響力を残していた。これに対して平野は、

「われわれが内閣をつくつたら、総司令部のイエスマンにはならんようにしようと言いつてきた。…ぼくはそれを忠実に守つた。ところが和田君という社会党でない人が来て安本長官になる。安本はだいたい総司令部の出先機関なんだ。だからたばこの値上げ、酒の値上げ、みんな和田君が持ち出し、こつちはそれに抵抗した。」⁽²¹⁾

かくしてGHQ側、とくにGSやESSでは平野が反GHQ的人物であると見做しはじめた。そのような状況を都留重人(当時安本次長のち一橋大学学長)は、八月一日の日記に「平野ハ another 石橋(湛山)ニナリツツアル。大イニ注意シテ考エネバナラヌト思ッテイル」と記している。⁽²²⁾つまり石橋は蔵相として戦時補償打切り問題や終戦処理費(占領軍費)問題で抵抗したため、GSは彼を占領政策に反逆する国家主義者と断定し、意図的にパージしたのであるが、都留は平野も第二の石橋になりつつあると予想したわけである。結局平野と和田の対立は、平野と西尾の対立と

ともに、平野と絶対的権力者GHQとの対立へと飛躍していったのである。

かくして平野・西尾の対立は公然化した。そこで両者のいずれとも仲の良い、社会党では長老格の松岡衆院議長が間に入り、八月三十一日、松岡の官舎で三者会談を開いたが、かえってこの会談で対立が頂点に達した。平野は西尾が鈴木や加藤など左派と組んでいるのを攻撃したのに対して、西尾は平野の資格問題を取り上げたためである。²³九月一日、松岡は再度調停を斡旋した。その折、西尾は平野にケーティスおよびマーカムが三つの理由で平野に反感を募らせていると告げた。第一は白洲と懇意にしていること、第二は許可なしに車庫を作ったこと、第三は第八軍司令官のアイケルバーガー(Robert L. Eichelberger)将軍と対日理事会議長のアチソン(George Acheson, Jr.)のところへ行き、農相就任の報告をしたことである。ケーティスは依然平野の公職資格に疑問を抱いている。ケーティス大佐に嫌われていることに注意すべきだ。これに対して平野は、「第一に白洲と私的に懇意しているが、懇意にしてはならない理由はない。西尾自身も片山内閣成立前後は白洲と親しかったのではないか。第二に車庫問題は許可が得られて解済みである。第三にアイケルバーガーとアチソンへ挨拶に行ったのは当然である」と答え、「西尾の憤りは理由がない」と反論した。²⁴このように両者の感情的こじれはもはや解消しなかった。

ケーティスの介入

平野・西尾の対立は、九月上旬に新聞紙面にも登場しはじめた。GHQ内部でも当然ながらこの対立に留意せざるをえなかったであろう。とくに片山政権を陰で支えるGSでは、ケーティスらが平野の動向について苦々しい思いで見守っていたことは想像に難くない。この頃にはGS・G2間の亀裂も深まっており、それは与党(社会党・民主党・田派)・野党(自由党・民主党幣原派)間の対立の構図に微妙な影を落しつつあった。もしも平野派(衆参両院あわせて四〇〇程度)が自由党側に寝返るような事態が発生すれば、勢力バランスが大きく野党側に傾き、片山政権が窮地に陥るこ

とは明白であった。それゆえ、GSとすれば、平野に注目せざるをえなかったわけである。ついに一〇月末、満を持したGS上層部は、改めて平野排除を決定するに至る。ではそれはどのような過程を経たのであろうか。

まず第一に、既述のとおり、八月に麦類などの超非常時食糧対策で平野・和田間に論争が生じたが、一〇月に入ると新米価問題をめぐり両者の対立が再燃した。そのような折、全農の拡大工作のため奈良県に出張していた平野が、同月一日、「全国状況や閣内における米価問題の対立などから見て、近い将来、総選挙があるとみなければならぬ。現在のように、政府内部に内紛があり、何か国民に不明朗な感じを与えている現状を解決するには、議会を解散して総選挙を行なうのが最も妥当な方法だ」と言明したのである。⁽²⁵⁾ただし平野の真意は「議会解散」の提議ではなく、西尾・芦田ラインを進められている「政権交替」を阻止することにあつた。ところが、『読売新聞』の編集部がその部分を割愛して記事を掲載したため、そのような印象を与えてしまった。むしろ『日本経済新聞』（同月一三日）の方が平野発言の真意を伝えていた。⁽²⁶⁾

それでもこの平野発言に西尾を含む与党首脳が衝撃を受けたことに変わりはない。これに呼応するかのようになり、二二日、吉田総裁が和歌山で保守新党を表明した。すなわち、吉田は「保守新党の構想は、反共自由経済が建前である。平野農相も大分われわれの線に近い：政変の時期は一月末あたりだろう」と演説し、あたかも平野一派と合体するかの印象を与えた。⁽²⁷⁾吉田も平野同様、GSとは悪く、G2とは良好な関係を保っていた。

第二に、米軍機関紙『ザ・パシフィック・スターズ・アンド・ストライプス (The Pacific Stars and Stripes)』が、二四日、INS (International News Service) 通信のハンドelman (Howard Handelman) 東京特派員による前日の平野インタビュー記事を掲載し、その中で、「平野農相は、石炭国管案が議会を通過しないなら、片山内閣は総辞職すべきだと語り、また西尾官房長官が芦田外相と政治的取引を試みつつあることを非難した」と伝えた。⁽²⁸⁾実は平野はこのインタビューの内容が公表されるとは考えていなかった。またハンドelmanもノートを取っておらず、事実が正

確に伝わらない面もあった。それにしても平野は迂闊であった。⁽²⁹⁾

平野の議会解散・総選挙発言、それに続く今回の総辞職発言には、西尾や片山ばかりでなく、片山政権の安定と存続を図るホイットニー、ケーティスらGS首脳もはや座視できないと判断した。二五日正午、ケーティスは首相官邸に片山首相を訪ね、前日のハンドルマンの記事を示しながら、平野に対するしかるべき措置を命じた。「首相との会見」と題する同日付のGS文書には起草者名がない(恐らく同伴したネイピアが起草したと思われる)が、片山との会谈内容を以下のように明らかにしている。

1 本日正午、首相官邸での首相との会谈で、ケーティス大佐は片山氏に一〇月二四日の『スターズ・アンド・ストライプス』紙に掲載されたハンドルマンの記事を提示した。この記事は曾根官房次長によって訳された。西尾官房長官も途中から出席した。

2 略

3 首相はケーティスにハンドルマンの記事を持参して注意を促してくれたことに謝意を表し、次のように述べた。「以前私は平野氏に対して、閣僚でありながら内閣に反対する政治活動することを叱責したことがあった。彼は『今後注意する』と約束したが、その約束に反して内閣総辞職を求める発言をしたり、政府の物価および賃金政策に関して反対する態度を示している」。また首相は、「私が最高司令官に書簡を出して彼をパージしないように依頼した時は、彼が内閣(の基盤)を強化するだろうと考えていたが、実際は逆の方向へと進んでいる」と述べた。ケーティス大佐は、「首相が平野氏を必要とする限り、平野氏の閣僚留任に反対しないと(GHQから)いわれたそうであるが、ただしそれは彼がパージに該当しないとGHQが認めた訳ではない。平野氏の影響が和を乱しはじめてるので首相が望むならば、どのような行動も取れる。彼が首相に要求していることは『スターズ・テンド・ストライプス』紙の記事に示されている通りである。しかし石炭法案が国会で成立しないからといって、内閣が総辞職する理由はない」と述べた。

4 略

一方、前掲書『占領秘録』によれば以下のとおりであった。⁽³¹⁾

「ケーデイスから」、「きょうはホイットニー將軍の命令でやってきた。平野力三農相については、はじめから資格問題に疑問があったが、片山内閣の成立に不可欠であるというから、片山首相を助ける、ということ、そのままにしておいた。ところがその後の行動はどうか。首相として一体これでいいのか。速やかに公職資格審査委員会（正確には中央公職適否審査委員会）で、根本的に再検討しなければならない」という申入れだった。一種の口頭命令ともいえた。中途から、西尾末広官房長官も、席にはいってきいていた。彼が帰ったあと、三人（片山、西尾、曾根）はどうするか、といって話し合ったが、丁度平野農相が新潟に旅行する前だったので、鈴木法務総裁から、辞職を勧告させることにきめた。（中略）

「二九日、平野に面会した鈴木は、片山の指示通りGSの要求を伏せたまま」、「平野君、君は追放になりそうな危険があるから、この際農相をやめないか。いまやめれば、資格問題も穏便に片づくことになるだろう」と切りだした。農相は驚いて、「それはおかしい。農林大臣をしていれば追放になり、辞任すれば助かるというのは奇妙なことだ。追放になるなら大臣になっていようがいまいがるはずだ。ぼくはそういう不公正なことはしたくない」と憤然とした面持ちで話を打切ってしまった。そしてすぐはその足で片山首相に面会し、「いま鈴木君から話をきいたが総司令部から私を追放せよ、とでもいってきただのか」と尋ねた。片山はどうしたわけか、話を隠して、「そんなことはない」と否定した。そこで農相はその晩に「供米懇請のために新潟へ」発ってしまった。丁度その夜の記者団会見で、西尾官房長官は二、三の記者から農相は追放になるのではないかと問いつめられた。はじめはごまかしていたが、長官はついに「火のないところに煙はたたぬという程度の証拠がある」ともらしてしまった。新聞は農相追放を大きく報道した。

はたして二五日にケーデイスは平野追放を命じたのか、それとも平野の閣僚罷免を命じたのか。GS側の文書ではその点が明確ではない。ただし片山、西尾、曾根三者はケーデイスが平野追放を命令してきたと理解したことは確かである。そこで三者は善後策を協議した結果、ケーデイスの追放要求をひとまず辞職勧告へと切り換えたと思像できる。そして西尾は平野追放を親しい記者に意図的に漏らし、平野の農相解任をより確実なものにしようとしたのであろう。したがって、まだこの時点では憲法「第六八条」による総理の閣僚罷免の行使といった具体的話は出ていなかったと思われる。結局この罷免は、後述のような平野の執拗な抵抗に対して、ケーデイスがこの六八条の行使を唆

し、刑法の専門家である鈴木法務総裁や片山、西尾との協議の中で決定したものと推測できる。⁽³²⁾

平野罷免の実施

ではいかにして平野罷免が実施されたのか。一月四日の平野罷免に至る内実について、今回アメリカ公文書館別館で発見されたPOLAD（外交顧問部）文書から明らかにしたい。⁽³³⁾この文書はPOLADの二等書記官ローレンス（W. Henry Lawrence, Jr.）により平野など関係者へのインタビューが行なわれ、起草されたものと思われる。きわめて詳細で生々しい内容となっており、信憑性も高いと判断できる。

1 「一〇月二八日午後七時、平野は東京地方検察局の出射^{いって}検事に取り調べられた。去る四月の総選挙の際に提出した調査表に重要な記載漏れがあるとのことであった。

2 (a) 二九日朝六時、鈴木法務総裁から面会をを求める電話が入り、九時半に総理官邸で平野は鈴木に面会した。鈴木はGSが平野に対する（検察局の）起訴を怒っている、またケーディスが平野はページされるべきだと表明したと伝えた。平野は、もしそれが起訴に関する件ならば、昨晚検察局から了解を得ていると答えた。したがってこの件についてはまったく問題がないと述べた。鈴木はGSから同じ提案が首相宛にすでに発出されている、と指摘した。ではどのような解決策があり得るかとの質問に鈴木は、もし平野が辞職すればページされまいだろうと答えた。この説明に対して平野は、「私が農相に留まればページとなり、辞職し国会議員としてのみ留まればページとならない、というのには不自然である。もしページに該当するならば、私が農相であろうがあるまいがページとならうし、公職である国会議員に留まれないはずである。この話はきわめて政治的であり、私は君の助言のように辞任するつもりもなければ、ページから逃げるつもりもない」と述べた。

(b) 鈴木との会見を終えた平野は、直ちに片山に会い、鈴木の述べたことが本当であるか否かを尋ねた。片山はGSから平野の資格に関して何の言明もないと答えた。ただし片山は、平野の調査表の記載漏れが法的問題として深刻化しつつある旨鈴木から聞いたと付け加えた。そこで平野は片山に、米供出のため今晚新潟方面に出發する予定であるが行って良いかと聞くと、片山は良いと答えた。そこで平野は午後八時の汽車で出發した。

3 三〇日、平野が新潟市で会議に出席した折、毎日新聞号外が平野追放の決定を伝えたことを耳にした。号外は次のような経緯で出た。(a)まず東京新聞が二五日に「大物が近く追放される」とのニュースを掲げた(他紙も同じニュースを掲載したかったが、検閲により禁じられたと伝えられている)。(b)二八日夜、西尾は毎日新聞記者を含む数社の記者を夕食に招き、平野農相がページになるだろうと話した(読売新聞の子安記者の話)。(c)二九日午前七時半から九時まで、西尾は首相官邸で記者会見を行なった折、記者としてではなく、友人として次のように話した。「私は平野農相のページ問題について腹藏なく話したい。先週土曜日(一〇月二五日)、ケーディス大佐が片山首相を訪ね、『平野の入閣時に彼の資格が問題となった。しかし平野は片山内閣成立にとって欠かせないとの片山の特別な依頼で平野を見逃した。GHQは現内閣を支えているけれども、平野農相の奈良での発言や米価に対する態度やハンドルマンのインタビュー記事など、彼は現内閣にとってマイナスであることが判明した。そこで平野を直ちにページすべきである』と言明した。そこで問題は農相の後任をどうするかである。ページはGHQがやっております、われわれにはそれを止める力はない。日農と全農との対立はこの決定により解決するであろう。そうなれば社会党も強化されると信ずる」。(d)翌三〇日の定例記者会見で西尾は同じ話をしたので、毎日新聞は平野ページ決定の号外を出し、他紙も三一日の朝刊で同様に報じた。

4 三〇日夜、全農議員団が西尾に会見を申し入れ、GHQから平野ページを指示する文書ないし指令が届いているのかと尋ねると、西尾は「文書はまだGHQから届いていないが、すぐに来る。形式は重要ではない。農相のページは確実だ。それは二五日の午前一一時にケーディス大佐が片山首相ならびに私に言明したことに基づいている。あなた方は後任農相に日農の野溝勝氏を任命することに反対しているが、平野を農相に任命する際に日農が反対した。とすれば今度は農相の椅子は日農に渡すべきだ」と答えた。そして西尾は議員団の首相面会を阻止しようとしたが、彼らは首相に会見し、平野のページがどのような形式で伝えられたのか質したが、首相は明確に答えず、ただ「困った」と繰り返すだけであった。その時彼らは首相がGHQから平野ページに関して何らの指令も文書も授受していないとの確かな印象を得た。

5 略

6 三〇日午後二時半、平野は新潟から首相に長距離電話を入れてGHQから正式の言明があったか否か尋ねた。首相は「無い」と明言したので、平野は予定を消化したのちに帰京すると述べると、首相は「周囲が騒がしいから早く戻るように」と伝

えた。そこで平野は翌日に演説や会議を済ませ、一月一日午前七時半に東京へ向った。

以下、略

この間、GS内部では次のような動きがあった。三〇日午後三時すぎ、松本滝蔵外務政務次官が『毎日新聞』号外を持参してGSのマーカムを訪ねた。号外には「平野農相はページとなることが決定した。平野農相はページ条項に該当するため、その地位を去る予定である。農相は現在米供出のために長野・新潟方面に居るが、来月四日、東京に戻る予定であり、その時点で辞表を提出するものと思われる。後任は未決定であるが、野溝勝氏が最有力候補といわれている」とあった。松本は、①GHQから出された指令、②西尾・平野関係のこじれから西尾が謀略した、③平野が発行していた雑誌『皇道』によりページとなった、④ケーディス大佐は首相に会い、平野をページするように首相に指示した、と背後説明をした。マーカムはダーネル大佐と討議したのち、「閣僚予定者の資格審査は概ね四月末に終了していたはずであるから、民政局から何ら指令を發出しておらず、平野氏に関する情報を要請もしていない。またこの件について公的な報告を日本政府から何も受けていない」との見解を松本に与えた。⁽³⁴⁾ また翌三一日にはマツカタが平野に関する報告書をまとめた。⁽³⁵⁾ そこには「平野が官舎にガレージを作ったこと」など彼の罪状を列記していた。一方、旅先の新潟で自己の追放ニュースを知った平野は、予定を切り上げて一月一日夕方に帰京した。まず松岡に会い、二日には森戸文相、浅沼書記長代理の訪問を受けた。そして一月三日夕刻、片山に面会した。総理の部屋には片山のほか、西尾、水谷、鈴木がいたが、平野が入室すると、片山以外は別室に引き下がった。席上、片山は平野に対し、内閣不協力を理由に繰り返し辞表を提出するよう迫ったが、平野は辞表を頑なに拒んだ。⁽³⁶⁾ 終始強気の状態を崩そうとしない平野に対し、片山は最後の手段を選択するほかなかった。四日午前零時一五分、平野農相の閣僚罷免が発表された。新憲法下初の罷免権(第六八条二項)が発動されたわけである。五日の新聞には次のような首相談が掲載された。⁽³⁷⁾

「危機突破のため政府は一丸となつて邁進しなければならぬ時平野農林大臣の近時の言動はすこぶる非協力であつて遺憾に堪えない。これでは政策の遂行を期することができないので辞表の提出を求めたところ拒否したので憲法第六十八条により平野農林大臣を罷免した。後任は取りあはず私が臨時代理となり至急専任農林大臣を決定する」

四日早朝、曾根はケーデイスに電話し、同日午前一〇時半に片山首相が平野農相の解任について声明を発表する旨連絡した。ケーデイスはホイットニーに対する報告の中で、憲法六八条を説明した上で、「このような（字句不明）措置は、忠誠心を欠く閣僚に対して首相が強かつ大胆な立場を取れるとの意味で、大変望ましい。残るは平野のパージ問題である。つまり彼が調査表で虚偽の申告を行つたことに對する訴追である。この問題は今まさに決定されつつある」と記した。⁽³⁸⁾

かくして平野は閣僚解任という不覚を取る羽目となつた。ただし政府の説明は平野の公職資格を辞職要求の原因としておきながら、最後は彼の閣内不統一にあるとするなど矛盾点が見られ、国民の間に政治不信を強める結果にもなつた。

(1) 前掲書『戦後日本政治史Ⅱ』五五九―五六〇頁、五六六―五六九頁。五月一八日に民主党では吉田と関係が悪く西尾と良好な芦田が総裁に就任し、吉田と関係が良好な幣原が閣職の名譽総裁に回されたことが社会・民主両党の提携を促した一要因であつた。

(2) 同右書五六九―五七一頁。前掲書『西尾末広の政治覚書』一三九―一四〇頁。二七日夜、平野は自由党の大野幹事長の私邸を訪ね、「党として左派の執行委員を、六月に開く臨時大会で中央執行委員に再選されないよう取り計らうが、この条件で自党も入閣してくれないか」と申し入れたが、翌日大野は自由党拒絶の回答を平野に与えたという（前掲書『真相版 社会党の内幕』一〇三―一〇四頁）。

(3) 前掲書『西尾末広の政治覚書』一四九―一五〇頁。前掲「党内抗争で自壊した片山内閣」五頁。なお平野新農相の横顔について、岡田宗司（日農常任中央委員）は「若いときから剛腹で自説をまげない性格のためにしばしば運動の面でもまさつて起している、∴政界にのり出してからも多方面に手を広げこのために却つて八方くずれのかたちがある、農村問題にも別に学

- 者的な造けいはないが、多年の経験がものをいって農村の実態にはくわしい」と述べている(『朝日新聞』一九四七年六月一日)。
- (4) 前掲書『西尾末広の政治覚書』一四三—一四五頁。
- (5) 前掲書『悲運の農相・平野力三』三一—三三頁。この事実は平野が生前テープに吹き込み、それを側近の山口富永氏に預けていた。なお平野御息女の照子氏によれば、閣僚名簿には平野力三自身が自己の姓名を記名したという。
- (6) 平野文書 #33: Letter to General C. Whitney from Tetsu Katayama, Prime Minister, 29 May '47. (片山の英文の署名がある)。
- (7) ベアワルド氏の筆者に対する証言によれば、GSの公職審査課では彼を含む若手の事務官がすでに閣僚予定者の経歴審査を済ませており、ページ該当者をホイットニーに報告してあったという。ところが片山内閣成立前にホイットニーは社会党側(恐らく片山か西尾)の提出した閣僚名簿を躊躇することなく了承したため、ベアワルド氏は驚いたという。
- (8) 前掲書『真相版 社会党内幕』一〇六頁。森正蔵著『戦後風雲録』(鱗書房 一九五二年刊) 一一四—一一五頁。
- (9) 前掲書『西尾末広の政治覚書』一四三頁。前掲「党内紛争で自壊した片山内閣」五頁。子安氏の筆者に対する証言。
- (10) 前掲平野文書 #33.
- (11) 平野文書 #34: Memo for CLO from Gen Whitney - Administration of SCAPIN 550 (HIRANO, Rikizo), 31 May '47.
- (12) 前掲平野文書 #32a.
- (13) 前掲書『占領秘録』二六一頁。
- (14) ベアワルド氏の著者に対する証言。ケーティス氏もこの事実を否定しなかった。なおネイピア氏は筆者に対して「彼(マーカー)のことは忘れろ (Forget him!)」と述べた。
- (15) 竹前栄治編『日本占領 GHQ高官の証言』一五一頁。またネイピア氏は「平野氏は占領軍の誰かにお金で解決してほしいと持ちかけたともいわれていた」(一一五〇頁)と述べている。
- (16) ベアワルド氏の著者に対する証言。事実、同氏が現在保管する同文書には、同氏自身の筆跡による「unsent」とするサインがあった。ただし「この文書をCLO側に発出しなくとも、日本側係官に見せることは当時ありえた」という。なお西尾の通訳に当たったベアワルド氏によれば、西尾の面会者はケーティスではなく、ホイットニーであった。
- (17) 前掲書『戦後日本政治史Ⅱ』五九二、六〇九頁。前掲「党内抗争で自壊した片山内閣」五頁。

- (18) 前掲書『真相版 社会党の内幕』一三八―一四九頁。なお前掲書『戦後風雲録』一一四―一五頁は上記からの引用と思われる。
- (19) 前掲書『戦後風雲録』一一五頁。
- (20) 前掲書『平野追放の真相』一六二頁。
- (21) 前掲『片山連立内閣はこうして倒れた』八三頁。
- (22) 経済企画庁編『戦後経済復興と経済安定本部』(同 一九八八年三月刊)二四六頁。
- (23) 前掲書『戦後風雲録』一一五―一一六頁。
- (24) POLAD(外交顧問部)文書 Box22, FT800.2, Japanese Cabinet (No Title, No date, No sign), p.5.ただし内容からして平野罷免直後にPOLADの二等書記官 W. Henry Lawrence, Jr. が執筆したことは間違いない。本文書は山本礼子氏の提供。
- (25) 前掲書『戦後風雲録』一一六頁および前掲書『占領秘録』二二五頁。
- (26) 前掲POLAD文書 pp. 6-7.
- (27) 前掲書『戦後風雲録』一一六頁。
- (28) 同右書一一六頁。
- (29) 前掲POLAD文書 p. 7.
- (30) 平野文書: No Number. Memo for the Record - Conference with Prime Minister, 25 October '47.
- (31) 前掲書『占領秘録』二二六〇および二二六六頁。
- (32) ケーティス氏の筆者に対する証言。なお西尾は、「むしろGHQのほうから、やめろということを経理がいわれて、総理の判断において総理の決心において、平野を呼んで罷免させたというのが真相です」と述べている(西尾末広「二代の連立内閣」『昭和経済史の証言④』一二五九頁)。
- (33) 前掲POLAD文書 pp. 1-4.
- (25) 平野文書 #40a: Memo for Record-Interview with Matsumoto, Takizo, Parliamentary Under Minister of Foreign Affairs, 30 Oct '47.
- (35) 同文書 #41: Memo from Matsukata, National Government Division - HIRANO, Rikizo, 31 Oct '47.

(36) 『毎日新聞』十一月四日。『朝日新聞』同月同日。前掲書『平野追放の真相』四〇―五四頁参照。

(37) 『毎日新聞』十一月五日。

(38) 平野文書 # 49c: Memo for Chief, GS - Dismissal of Hirono as Minister of Agriculture and Forestry, 4 Nov 47.

五 平野追放の終結段階

平野罷免の影響

では平野農相の閣僚罷免は政界にどのような影響を及ぼしたのか。当然ながら社会党内に様々な波紋を投げ掛けた。まず平野派ともいうべき全農議員団は、平野事件を西尾による謀略とみなし、西尾への反感を募らせた。十一月一日、彼らは佐竹晴記を代表に立ててマッカーサー宛に平野罷免の不当性を訴える書簡を送った。⁽¹⁾ その中で、平野問題は、平野自身の問題というよりも、反共産主義と共産主義間の熾烈な争いの犠牲であり、「社会党が共産主義勢力の支配下に入るか否かは平野事件の結果次第である。われわれはすべての労働者階級が共産主義化することを恐れている。西尾官房長官は反共産主義勢力の指導者とみなされているが、共産主義勢力と協力しており、反共勢力の重要人物である平野を追い落とそうとしており、これは明らかに社会党を左傾化するものである」と指摘して、西尾批判を展開した。また平野自身、大臣の地位を失ったとはいえ、依然衆議院議員の地位は維持しており、自由の身となった分、以前にも増して政治活動を活発化させ、闘争の主目標を倒閣に据えた。⁽²⁾

これに対抗して西尾は左派の五月会と共同歩調を取ると同時に、平野を閣僚罷免からさらに公職追放へと一段進めて政界から完全に駆逐しようとした。ところが農相の後任人事をめぐる連立与党内部が紛糾する事態となった。すなわち、五月会は後任に日農副委員長の野溝勝を推し、西尾も平野追放への支持を得るためにこれを認めていたが、民

主党は同月一〇日に日農は容共団体であり、その副委員長を農相にするのは政策協定違反であるとして反対を申し入れた。民主党ばかりか、新設の農業共同組合の支配権をめぐり日農と対立していた国民共同党も、日農の野溝指名に強く反発した。そのため後任農相の決定は大幅に遅れはじめ、その間に党内の派閥抗争が再び激しくなった。⁽³⁾

一方、従来からGSのパージ政策に批判的な『ニューヨーク・タイムズ』記者バートン・クレイン(Burton Crane)は、この事件の顛末を次のような記事にしてまとめた。⁽⁴⁾

(1) 日本の政界では、占領軍当局がパージの力を用いて片山内閣を左傾化しようとしていると信じられている。GSは首相による平野力三農相罷免に関して、直接的な非難を受けつつある。ホイットニーGS局長はパージ政策のすべてが日本側の手中にあると声明しているにもかかわらず、裏面操作は公然化している。

(2) GSは右派の平野・西尾の対立に関して、もし西尾が左派に接近するならば西尾を支持する旨伝えたとされている。今年初め、共産主義者がクーデターにより平野から日本農民組合(日農)の支配権を奪い、結局平野は全農を結成せざるをえなかった。

(3) GSはまた、平野が閣僚を辞任するならばパージしないと公約したといわれている。しかし平野は拒否し、中央公職適否審査委員会からクリーン(適格)であるとの結果を受け取ったことで納得した。

(4) 略

(5) 一〇月二五日、ケーデイスは片山と西尾を訪ねた際、「GHQは片山内閣に同情的であり、支えるつもりである。しかし平野が現内閣を助けているとは思わない。米価格に対する態度やハンドルマンのインタビュー記事は彼の無分別を証明している。彼はまた密かに新保守党を組織しようとしている。そのような行為は許し難い」と声明した。

(6) 平野はハンドルマンとのインタビューで、芦田外相と連携している西尾を批判し、もし石炭鉱業国家管理法が成立しなければ、片山は西尾を辞任させるべきだと述べた。

(7) 同月二九日、西尾は「内閣成立時に、平野の地位に疑念が生じたが、片山が繰り返し平野の入閣が不可欠であると訴えて承認が得られた。しかしその後、GSにとって平野が現内閣にとって何らプラスとならず、そこで再びパージ問題が起こって

きた」と述べた。平野によれば、同日、彼が鈴木法務総裁を訪ねた際、「もし辞任に同意すれば、パージにはならないだろう」といわれた。

(8) 同月三〇日、松岡は「片山首相によれば、平野パージ問題で総司令部から要求があり、もはやそれを阻止する力は自分にも西尾にもない。GSのケーティス次長は平野を現内閣の障害として指摘し、また彼の調査表の記載漏れを問題視した。また平野を非難する手紙約四〇〇通が総司令部に届いており、平野はパージされるべき理由があると述べた」と明らかにした。

(9) 同月同日、西尾は全農代表に対し、「(平野の)パージは避けられない。なぜならケーティスが首相に提案したからである」と述べ、もはや全農は日農および農林省へ加入せざるをえないと主張した。

このようなクレインによる暴露記事は少なからずケーティスを慌てさせたと思われる。一月八日朝にケーティスは曾根を招き、平野罷免後の農相人事をめぐる社会党内の動向や全農への影響などについて意見交換した上で、ホイットニーに対し「曾根官房次長との会談(同日付)」と題する報告を行なった。⁽⁵⁾ その中で、①曾根にクレインの記事を見せたところ、曾根はそれを驚きとともに読んだのち、「あなたの名前が誤って使われていて残念だ。このような無意味な記事がどうして生じたかわからない」と述べた。②また曾根は「月曜日に西尾が私のところに来て、平野の後継者として野溝にすることにGS側は反対かどうかを尋ねるよう指示してきている。野溝は片山が最初に選択した人物であり、新聞が伝えるほど左翼的人物ではない。彼は農民の強力なリーダーであり、それゆえ片山が農相として望んだのである。彼は社会党中央部の支持を得ているが、松岡衆院議長は反対している」と述べた。③私が「もし農相に浅沼が任命された場合どうなるか」と尋ねると、曾根は「浅沼は中間派ではあるが、明らかに左派に実権が移るだろうから、片山は何としてもこの人事を避けたいと考えている」と答え、唯一残る候補者は波多野教授であると指摘した。④曾根は「今朝の『読売新聞』社説が、政府側の平野罷免に対する性急さを厳しく非難しているが、その社説の一部はクレインの記事と良く似ている」と述べた、等を伝えた。

結局後任人事に関して西尾は野溝起用を断念し、中間派で九州大学教授の経歴を持つ波多野鼎を充てることに決定した。これを不満とする左派は、「五月会」会員八四名の連名をもって、波多野が農相に就任した一二月一三日、「党内野党宣言」を出した。これを契機として左派攻勢は急展開することとなった。社会党が平野の後任問題で揺れていた同じ時期、懸案の「臨時石炭鉱業国家管理法案」（いわゆる炭鉱国管法案）が与党間の対立をもたらさず、さらに分裂騒動へと発展していった。水谷商工相が推進役となったこの法案は、民主党の反対によりすでに社会主義的色彩が薄められていたが、野党自由党の反対は根強く、そのため国会審議は紛糾し、二〇日から三日間も乱闘劇さえ生じた。結局一二月八日の衆議院本会議で可決成立となったが、この間の一月末に同法案に反対する立場を取った民主党の幣原派二五名が脱党するに至り、片山政権の基盤が大きく揺らぐこととなった。⁽⁶⁾

平野の公職追放決定

折しも一二月初め、政府において言論ページが準備されるや、雑誌『皇道』が追放基準に抵触することとなり、平野はその編集人兼発行人として再審査を受けることになった。皇道会を予め標的とした上での再審査であったともいえた。それはかつて石橋湛山をページする目的で雑誌『東洋経済新報』を俎上に乗せたことと酷似していた。直接のきっかけは去る六月末、高知県安芸芸芸町の長野一元という人物が平野を告発したことであった。告発の理由とは、四月の総選挙の際に平野が提出した公職資格調査表に、皇道会との関係が記載されていないということにあった。そこで平野が一〇月二八日に東京検察局の出射検事によって最初の取り調べを受けたことは前述のとおりである。ただし告発された当時、平野は鈴木法務総裁から、「目下第一回国会開会中だし、貴下も食糧対策で忙しい際ではあり、自分その儘にしておきましょう。大体、記載漏れで問題になるのは五百件に一件もない実情ですから」と聞かされていたという。そのような事情もあり、平野は資格問題については安心しきっていた。なぜこの告発状が四カ月も東京

地検で眠っていたのか、それがなぜ急に本格的取り調べとなったのか、様々な疑問が残る。⁽⁷⁾

この間の経過について、中央公職適否審査委員会の岩淵辰雄委員は次のように証言している。

「平野氏の資格審査は、昨年（一九四七年）三月、一日適格と決定し、更に、入念に資料を蒐集した結果、五月九日に矢張り非該当と決定したものである。それから以後、平野氏の資格に関しては新しいエヴィデンスというものは一つも起っていない。にもかかわらず、十月末になって卒然として平野氏が追放せられるであろうということが、一せいに新聞によって報ぜられた。その時、公職資格審査委員会は、何がゆえに左様な記事が、各新聞に大々的に掲載されたのか全く寝耳に水で驚いたのである。資格審査の問題は、いうまでもなく公職資格審査委員会の責任に属する問題である。然るに、それが委員会の何人も感知しないのに、堂々と新聞の議題として取り上げられた。これは実に奇怪なことである」⁽⁸⁾。

ともかく二月二六日、審査委員会は全委員九名が出席し、平野前農相の資格に関して再審査を行なった。その結果、「皇道会及び同会雑誌『皇道』の反証は成立しなかったが、平野氏個人の資格については委員会は多数を以て同氏の反証は成立するとの一定の決定を見るに至った」⁽⁹⁾。その際、委員の見解は七対二で平野はシロ、つまり追放非該当となった。該当としたのは海野普吉、熊本虎蔵であり、牧野英一委員長のほか、残りの委員である岩淵、原安三郎、加藤万寿夫、大河内一男、谷村唯一郎、白銀朝則の七名が非該当との見解を示した。⁽¹⁰⁾ 非該当と判定した理由は次の通りであった。⁽¹¹⁾

一、皇道会はその構成上三元的性質をもつ団体と考えられる。その一部は予後備軍人を中心とした国家主義的企図をもつ一団であり、他はこれに反し平野力三の率いる農民組織を基礎とする農民運動を中心とする一団であり、会員数としては後者が圧倒的多数である。

一、昭和九年秋、憲兵隊司令官秦眞次中将より庄迫を受けた事実。

一、総裁等々力中将および常任幹事水谷少佐が会の方針にあきたらず脱会した事実。

一、天皇機関説撲滅運動に参加しなかつた事実。団体擁護連合会の傘下団体に含まれなかつた事実。

一、明倫会、国民同盟との三派合同に反対し、これを成立せしめなかつた事実。

一、翼賛会と全然関係をもたなかつた事実。

一、昭和十七年四月、東条首相より国内総力体制を阻害するものとして弾圧を受け解散せしめられた事実。

よりして一般愛国団体と同一視することは不適當であり、大衆の革新団体としての実体をもつものと思われる。しかしその會長および幹事長は軍出身者で、その思想的傾向よりG項団体と判定する。しかしながら、

一、平野力三は皇道会の機関誌『皇道』の編集人兼発行人であるが、これは単に名義上のもので実質的編集責任者は常任幹事兼出版部長奥野小太郎であり、平野は編集事務に全く関係なく、遊説部長として農民運動に従事した。したがって同会の常任幹事ではあつたが責任を負う地位にはなく、『皇道』の所載論文も農業政策、農民組合、農地制度改革問題を主とし国家主義的内容は含んでいない。

一、本人の経歴行動一般について考えるに農民運動指導者としては右派に属しているが全体としてみれば戦時中軍の弾圧を受けつつ農民解放の線に沿つた指導者と認むべきであり、超国家主義的立場のものとは認められない。

したがって平野力三を覚書に該当せざるものと判定する。

以上のとおり、委員会は平野を非該当と判定したわけであるが、「しかし本件は現下の政治情勢を反映して非常にデリケートな問題となつており、まだ疑問もあるので二九日さらに委員会を開いて審議の上正式に決定することになつた」⁽¹²⁾。

この結果に驚いた政府は直ちにGSに伝え、これを知つたケイティスは牧野を呼び付け、審査のやり直しを命じたといふ⁽¹³⁾。岩淵は次のように証言している。

「平野問題は世論の注目するところで、審査委員会が権力の傀儡になつてゐるのではないかという疑惑が、一般に濃くなつてゐる。…二十六日の決定に対しても、一般の誤解を避けるために、一切、非公式の行動による取扱いはしないことにしたのである。…しかるに二十七日以後の新聞によると、委員長はしばしば片山総理その他閣僚の責任者を訪問している。…これは決して肯定さるべきことではない」。しかも「二十九日以後の委員会において、委員長の態度に、にわかに重大な変化があつたことは、委員

の眼にも判然と映ったところであった。二十六日の決定を反故にして、一たん、これをボーダーライン・ケースとし、三転して、これを該当にすべく苦心しているらしい努力のほどが容易に看取された⁽¹⁴⁾。

岩淵の言う「委員長の状態に、にわかにな重大な変化があった」とは、結局平野を追放にしなければならぬ、さもないと片山内閣は総辞職せざるをえない、委員会はその責任を負わねばならぬとの判断に立つことを意味する。そして彼の言う「努力のほど」とは、牧野委員長が岩淵をはじめ各委員を訪ね、平野判定について非該当から該当へと転ずるように説得しようとしたことを意味する。実際岩淵自身、「総司令部で、ケージスに卓を叩いて、ものをいわれて来た」牧野から呼ばれ、「何とか考え直してくれないか、ここで総司令部のいい分を通さないと、どんなことになるかわからない」と懇願された事実、またケーディスおよびネピアから呼ばれ四時間にわたり吊上げられた事実を暴露している⁽¹⁵⁾。また加藤も牧野の訪問を受けた事実を明かにしている⁽¹⁶⁾。

かくして二九日の審査委員会では、牧野委員長から、①斎藤隆夫の議員除名に際し平野の取りし態度、②国家社会党と平野の関係、③国家社会主義学盟と平野の関係、④平野の積極的な反軍行動の有無、の四項目について新たに審査することが提唱された⁽¹⁷⁾。しかし結論に達せず、「委員会としては同氏の資格について新事実の提起も予想されるとして一月九日にさらに委員会を開き、三度審議した上最終的決定をする意向」となった⁽¹⁸⁾。とうとう平野問題は越年するに至った。

平野問題が決着しない間、社会党内の平野派は脱党するか否か決断を迫られていた。平野派は西尾側により切り崩されつつあったからである。ついに五日、平野をはじめ全農派の代議士一二名が参集し、脱党を執行した。最終的に平野の下に集まったのはわずか一六名にすぎなかった⁽¹⁹⁾。かつて総選挙で二度の采配を揮い、平野の世話になった者は多数にのぼったはずであるが、閣僚罷免となれば冷淡な対応を取るのが政治家の常でもあった。

さて世間が注視する中で、委員会は一九四八(昭和二三)年一月六日に予備的会議を行い、その上で九日に最終決定

のための会議を開いたが、⁽²⁰⁾ またも結論は持ち越しとなった。そして一三日午後二時から首相官邸で改めて平野資格問題を討議し、夕方五時に採決を取った結果、平野を追放非該当としてきた立場が一転し、今度は五対四の一票差で平野は追放該当となった。⁽²¹⁾ 従来非該当という見解を示してきた七名の委員中、岩淵、原、加藤、谷村の四者が態度を變更しなかったが、牧野、白銀、そして大河内の三者が態度を翻したからである。牧野および白銀の変化は自明とされため、結局大河内の変心が今回の逆転をもたらした最大の要因であった。では大河内に一体何があったのか。

重要な会議を前日に控えた一二日、首相官邸で片山、鈴木、牧野、太田による会議が開かれ、最終的対策が協議された。その結果、「牧野は白銀を伴い、大河内の自宅を訪問し、明一三日の採決に当つては特別の考慮を加えて欲しいと懇請した。白銀はすでにこの時落城しており、牧野は彼を生証人に同行したものと見られる。牧野は大河内に対し、岩淵を除く他の委員はすべて該当派になった旨を伝えた。大河内は牧野の言を信じ、該当に投票した。然るにに計らんや結果は五対四で平野は該当になった。牧野の言は真つ赤な虚言だったのである。自分の一票でかような結果になったことを知った大河内は大いに驚くとともに非常に憤慨した。直ちに牧野を廊下に呼び出し、約束が違うではないかと難詰した。牧野は『仕方がない』⁽²²⁾ というのみだった。

憤慨した平野の夫人成子は一五日に大河内宅に行き、その不信を責め立てた。弱り切った大河内はその時一札を認め、成子に手交した。これが上記の経緯を明かにした「大河内委員の手記」であった。この手記は直ちにジャーナリズムの知るところとなり、公開されたため一大センセーションを巻き起こした。審査委員会の投票やり直し論も出たが、⁽²³⁾ 牧野委員長は「一事不再議で、決まったことはしかたない」といって応じなかった。

一四日、新聞各紙は「内閣総理大臣は一月一三日の中央公職適否審査委員会の審査報告書にもとづいて、平野力三氏を追放令G項該当者と決定した」と報道した。同日午後四時、政府は異例にも平野追放の判定理由を発表した。その要旨は以下の通りである。⁽²⁴⁾

一、平野力三氏は昭和七年(一九三二)五月に日本国家社会党を創立しその常任中央執行委員と農村委員長を兼ね翌年六月までその地位にあった。これにより理念的にも行動的にもその農民運動にファシズム的思想を注入した。

一、同人は昭和七年四月に日本国家社会主義学盟が創立されると常任幹事となり、のち中央常任委員となった。同団体は国家社会主義の理論および方法の研究を目的としていた。

一、同人は昭和七年(一九三二)四月皇道会に加盟した。皇道会は予後備軍人と平野の率いる日本農民組合員等をもって創立され兵農一致、皇道政治の確立を標榜するものであり、団体の性格、活動等からしてG項団体である。

一、皇道会の機関誌『皇道』はG項団体の機関誌である。同人は昭和十二年(一九三七)七月より同一六年(一九四一)一月まで編集人兼発行人であるが、直接編集実務を担当しなかったとの反証は認められる。しかし会の主義主張を宣伝する機関誌の編集および発行に関し密接かつ有力な関係にあったと認められる。

以上を総合して平野力三は、昭和二年閣内務省令第一号別表第一備考五4(一)(ロ)の条項に該当する。

従来から平野審査に関して批判的であった岩淵は、この結果に抗議して委員を辞職した。本来厳正中立であるべき審査委員会の内部から批判を招いたこと自体異常であり、委員会の権威が大いに揺らいだことはいうまでもない。

平野追放の終結

さて審査委員会での審査経緯を知った平野は激怒すると同時に、片山首相宛に「判定は無効である」と通告し、またマッカーサーには「一二月二六日の非該当判定が効力をもつものと思考する」との上申書を提出した。さらに平野は一月二六日、東京地裁に「地位保全の仮処分命令」の申請書を提出した。つまり「申請人(平野)が現に衆議院議員たること、およびすべての兼職に就くことのできない効力は、その発生を本案判定の確定にいたるまでこれを停止する」との裁判を求めたのである。⁽²⁵⁾

はたして追放問題に関して日本側に裁判権があるかどうかが世間の注目を集めたが、二月二日、東京地方裁判所民

事第一四部の新村義広(裁判長)は、「申請人(平野)を公職追放の覚書該当者とする旨の指定の効力は、申請人から被申请人(片山)に対する右指定の無効確認等の本裁判決確定にいたるまで、その発生を停止する」との決定を下した。平野および平野派がこの判決に歓喜したことはない。しかし政府は、四日に臨時閣議を開き、「仮処分は憲法にもとり、司法権の行政権篡奪である」と決定し、これを直ちに政府声明として発表した。ところが三淵忠彦最高裁長官は、「新村裁判長の仮処分は合憲であり、司法権の行政権侵害とはならない」旨の新聞発表を行なった。とうとう社会党内紛が行政当局と司法当局との憲法論争に飛び火したのである。⁽²⁶⁾

政府からこの通知を受けたGSのホイットニー局長は、五日の午後、三淵長官を呼び、「追放に関しては日本に裁判権はない」と告げた。三淵は役所に帰って判事と協議した結果、「GHQの命令といえども、取り消せない」という方針を決めた。ホイットニーはこの回答を受けても、取り消しの要求を続けた。⁽²⁷⁾ また鈴木法務総裁の三淵、西久保東京地裁所長、新村裁判長らに対する工作もあり、ついに同日、三淵は次のような談話を発表して、仮処分決定は取り消された。⁽²⁸⁾

一、東京地方裁判所における申請人平野力三氏の仮処分事件に関し本日午後四時、私は連合国総司令部から、次のような指摘を受けた。

- (1) 好ましからざる人物を公職より排除することは、一九四六年一月四日付最高司令官の指令により要求せられているということ。
- (2) その指令を履行するための機構並びに手続きは、最高司令官の承認を得て作られたということ。
- (3) 総理大臣は、その指令に従い取るべき一切の行為につき最高司令官に対して直接責任を負担しているということ。
- (4) 最高司令官は、これに関する事項を一般的には政府の措置に任じてはいるが、これに関する手続の如何なる段階においても、これに介入する固有の権限を保留しているということ。
- (5) その結果として日本の裁判所は、前述の指令の履行に関する除去又は排除の手続に対しては裁判権を有しないということ。

二、よって、最高裁判所は、前記事件における本月二日付東京地方裁判所の決定を、裁判権のないものの裁判として無効と認めるものである。

かくして二転三転した平野の追放認定問題は、既定通り幕を閉じた。それでも平野の試練は続いた。東京地検から起訴された調査表記載漏れ訴追に関して、東京地裁判事第七部(脇田忠裁判長)が一九四八(同三)年一二月に「禁固一〇カ月」の実刑を言い渡したのである。これはGHQの意向が反映していたとはいえ、苛酷な判決であった。これに対して控訴した平野は、東京高裁第二刑事部(下村三郎裁判長)より、一九五〇(同三五)年五月、「無罪」の判定を得た。前後七六回の公判審理の結果であった。⁽²⁹⁾ なおも検事側は上告したが、最高裁大法院(田中耕太郎裁判長)は同年一二月、東京高裁の無罪判決を支持し、上告を棄却した。ついに平野は長期に及ぶ裁判に勝利を収めたものの、この間政権は片山内閣から芦田内閣を経て、第三次吉田内閣となっており、平野問題はもはや政界や世論の関心を集めるものではなかった。

- (1) 平野文書 #53: Letter to General MacArthur - The Report - (on Hirano) - from "The All National Farmer's Union - The Representative of the Members of the Parliament - H. Satake", 10 Nov '47.
- (2) 前掲「党内抗争で自壊した片山内閣」一六頁。
- (3) 月刊社会党編集部編『日本社会党の三十年』(社会新報 一九七五年刊)一五四頁。飯塚繁太郎・宇治敏彦・羽原清雅著
- (4) 平野文書 #49d: News Dispatch from Burton Crane to New York Times, Nov '47. なおケーデイス氏は筆者に対し、「クレインは風だ」と罵った。
- (5) 同文書 #52b: Memo for Chief, GS-Conference with Mr. Sone, Deputy Director General of the Cabinet Secretariat, 8 Nov '47.
- (6) 前掲書『結党四十年・日本社会党』九五―九六頁。
- (7) 前掲書『平野追放の真相』三―四頁。大塚喜一郎著『占領政策への闘いと勝利』(中央大学出版部 一九七二年刊)一一―

- 一二頁および一五三頁。
- (8) 岩淵辰雄著『岩淵辰雄選集③』（青友社 一九六七年刊）一四七頁。
- (9) 『朝日新聞』二月二八日。
- (10) 前掲書『占領秘録』二六八頁。同書には「表決」が行なわれたとあるが、事務局長であった太田剛氏は筆者に対し、「この時点では表決は行なわれなかった」と証言した。
- (11) 『朝日新聞』二月三日。これはスクープとして報道した。恐らく一部の委員が意図的に同新聞に漏らした可能性が高い。
- (12) 『朝日新聞』二月二八日。
- (13) 前掲書『占領秘録』二六八頁。
- (14) 岩淵辰雄「権力に弱い国民 平野力三氏追放の真相」（『読売新聞』一九四八年一月一八日）前掲書『岩淵辰雄選集③』所収 一五〇―一五一頁。
- (15) 同「公職追放委員会の真相 GSに翻弄された追放委の内幕」（『特集文芸春秋』一九五六年二月号（同右書所収 一六三―一六四頁）。
- (16) 加藤氏の筆者に対する証言。
- (17) 前掲書『平野追放の真相』によれば、二七日夕刻に太田事務局長より平野に電話が入り、上記の四点について急いで反証を出すようにとの要求があったという。一〇三―一〇五頁。
- (18) 『朝日新聞』一九四七年二月三十一日。
- (19) 『毎日新聞』一九四八年一月六日。なおその中には鈴木善幸（のち首相）もいた。
- (20) 『朝日新聞』一九四八年一月七日および一〇日。
- (21) 『同新聞』同年同月一四日。
- (22) 前掲書『平野追放の真相』二二一―二二二頁。
- (23) 前掲書『占領秘録』二六九―二七〇頁。
- (24) 『毎日新聞』一九四八年一月一五日。
- (25) 前掲書『平野追放の真相』二二八―二二九頁参照。
- (26) 前掲書『占領政策への闘いと勝利』二〇頁。

- (27) 前掲書『占領秘録』二七一―二七二頁。
 (28) 前掲書『占領政策への闘いと勝利』二〇―二二頁。なお大塚氏は、三淵長官が日本の司法権独立を守らなかったことは、わが裁判史上に汚点を残したと批判している(同二二頁)。
 (29) 同右書七頁および三三―二五頁参照。なお下村裁判長は後年、あるパーティーで大塚氏に対し、「占領軍支配下の当時、軍の意に反して無罪判決を言い渡すにあたって、大変な決意が必要だった」、「少なくとも田舎へ転動されるかも知れんと覚悟して判決した」と語ったという(同二六―二七頁)。最高裁判所事務総局刑事局編『刑事裁判資料第五十三号公職追放関係事件判決集』(一九五一年一月刊)一―四九頁参照。GHQ / SCAP Records (RG331) Box no 1483, Case Hirano, Rikizo (Feb. 1948 - ?) 参照。

六 おわりに

以上、平野追放事件の全貌を明らかにした。最後にこの問題の歴史的意義に触れて結びとしたい。

結局平野の追放は、規準に則ってかなり公平かつ機械的に実施されたGHQの追放政策の中であって、きわめて政治性が濃厚であり、特殊な事例であった。そのため日本の非軍事化・民主化の礎石と位置づけられた公職追放の歴史に汚点を印すこととなった。つまり、この一件によって、ページ政策全体があたかもGHQ側の気紛な政争の道具であるかのようなマイナス・イメージを国民世論に浸透させてしまった。

そもそもこの事件が強度の政治性を帯びた根底には、(1)ページ政策を日本変革の最大の武器として使用しようとするホイットニー、ケーデイスらGS側(ポツダム派)の思惑と、米ソ冷戦に対処するためにページ政策を緩和して日本の旧軍部も含む指導層を温存しようとするウィロビーらG2側(反ポツダム派)の基本方針との対立、(2)GSの支援を頼りに政治・経済両面の危局を乗り切ろうとする西尾・片山・芦田ラインと、G2側に依存しながら政権奪回を企図する平野・吉田・幣原ラインとの確執があった。ただし本質的問題は、第一に、平野自身が公職追放令のポーター

ライン上に位置しており、追放該当とも非該当とも解釈可能ないわば灰色ゾーンに位置していたことであった。第二に、ケーデイスが実質的な平野追放の推進者でありながら、それを糊塗し、あたかも日本側、とくに公職審査委員会をして平野追放の決定者たらしめようと装ったことであった。第三に、社会党内の勢力基盤をめぐり平野が西尾に急迫するに至り、西尾としては平野の追放をむしろ是としたことであった。

第一に関して、皇道会は確かに軍人と農民とを右翼的思想で結合させた組織ではあるが、とはいえ純粋な超国家主義団体ともいえず、平野自身、時流に乗ると同時に政府当局からの弾圧を回避するための「隠れ蓑」的存在として皇道会を創設したといえた。したがってその判定はきわめて難しく、判定側は恣意的にならざるをえなかった。

第二に関して、ケーデイスが鳩山や石橋の場合のように、正面切ってパージという一太刀を平野にあびせられなかったのは、(1)平野の資格をクロと断定できなかったこと、(2)鳩山・石橋らをGHQのディレクティブ(指令)・ケースで追放した際、『ニュースウィーク』のカーンやパケナム、また『ニューヨーク・タイムズ』のクレインらはパージ政策が日本政府の下で実施されているというのは嘘であり、実際はGSによって遂行されていると論難したため、平野に対して同様のディレクティブ方式で処理しにくい事情があったこと、(3)GHQ内部におけるGS対G2の力関係が拮抗しつつあり、ウィロビーらを後ろ盾とする平野に対して正面から追放するのは容易でなかったことが理由として上げられる。ここに問題を複雑化させた主要原因があった。事実、ケーデイスの配下にあったベアワルドは、「追放行政に関して日本政府が全面的に責任を負うようにみせかける政策がとられなかったならば、また総司令部が余計な小細工をせず追放指定命令を下していたならば、この平野ケースが追放計画に及ぼした損害の多くは避けられたであろう」と指摘している。⁽¹⁾

第三に関して、平野追放は、西尾を中心とする片山・鈴木・曾根の社会党中枢部と中央公職適否審査委員会の牧野委員長との連携により履行された。そのため平野問題は、平野対西尾という社会党内の勢力争いという形で決着した。

両者はともに党の創設以来右派を率いる同志であったが、平野が二度の総選挙で采配を揮い、社会党を大躍進させた実績を背景に急成長したため、西尾との齟齬を生んだ。もしも平野が七歳年長の西尾を立てて、一步引く姿勢を示したならば、あるいは閣僚罷免や追放という最悪の事態を回避できたかもしれない。しかし平野は政治家として直情径行すぎたし、政策面も含めて強気で妥協を知らなかった。閣僚罷免という中間的措置は、一気に追放の実施を考える西尾に対する片山の同志平野への温情であったろうが、激情した平野の前には何の効果もなかった。とすれば、閣僚罷免から追放という異常なコースも、彼自ら播いた種であったといえる。ただし公職追放令という本義に立てば、そのような政治家の気質は追放規準とは無関係であり、審査の対象外にあるはずであった。本来対象外の事項が対象内となってしまうところに、平野問題の複雑怪奇さがあった。

では平野事件の決着後はどうであったか。まず平野を罷免・追放した西尾にとって、平野派の離脱は自明であったが、結局わずか一六名の離脱、そして他会派からの参加者を加えて二〇名の社会革新党が成立したに留まったことで安堵した。しかし平野および平野派の脱党は右派勢力を弱め、逆に左派を強化させて社会党内のバランスを崩す結果となった。それが左派の鈴木茂三郎予算委員会委員長による思わぬ造反劇を呼び、瞬時にして片山内閣総辞職となった。一九四八(同三三)年二月一〇日、平野追放からわずか一カ月後のことであった。あるいは西尾にとって内閣退陣は、芦田への政権継承のための契機にすぎなかった可能性もあるが、その後の歴史的展開は、芦田政権が昭和電工疑獄事件により倒壊し、西尾自身もこの疑獄の被告となった。また「飛ぶ鳥も落とす」といわれて恐れられたケーデイスも、この頃には日本の民主化の終了と自己の政治的劣性を悟り、一二月、アメリカ本国に帰国し二度と復職しなかった。そして民主・社会両党は翌四九(昭和二四)年一月の総選挙で大敗北を喫し、吉田自由党政権を安定させると同時に、社会党政権の復権を事実上不可能とした。それどころか一九五五(同三〇)年の左右社会党の合同以降、党内で西尾派は主導権を握れず、一九六〇(同三五)年の安保騒動に際して、ついに古巣の社会党から離脱を余儀なくされ

たのである。

一方平野であるが、一九五〇（同二五）年に最高裁から無罪を勝ち取ると同時に政界へ復帰し、一九五二（同二七）年一〇月の第二五回総選挙で二位当選、また翌五三（同二八）年四月の第二六回総選挙でも四位当選を果した。⁽³⁾ところがまもなく保全経済会事件が発生し、山梨県の約四千名の加盟者が被害を受けた。⁽⁴⁾平野はその顧問として責任が問われ、結局多くの支持票を失って、一九五五（同三〇）年二月の第二七回総選挙で落選、以降、二度と国会に復帰できなかった。追放を克服した気骨溢れる平野ではあったが、足下の金銭問題によってその政治生命は断たれたのである。

(1) 前掲書『指導者追放』九三頁。

(2) 子安氏の筆者に対する証言。

(3) 『甲斐ヶ峯』第一五号（一九九三年八月刊）によれば、各四万票以上を獲得した。

(4) 詳細については、田中二郎・佐藤功・野村二郎編『戦後政治裁判史録②』（第一法規出版 一九八〇年刊）三三九―三五四頁参照。

本稿は文部省科学研究費「重点領域研究」（平成四―六年度）補助による研究成果である。